

第五十一回国会 通信委員会議録 第十九号

昭和四十一年四月六日(水曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 砂原 格君

理事 秋田 大助君

理事 上林山榮吉君

理事 内藤 隆君

理事 堀 和君

理事 綾部健太郎君

理事 大野 明君

理事 木部 佳昭君

理事 徳安 實藏君

理事 南 好雄君

理事 大柴 滋夫君

理事 中井徳次郎君

理事 前田榮之助君

出席國務大臣

郵政大臣 郡 祐一君

出席政府委員

郵政事務次官 龜岡 高夫君

郵政事務官 (大臣官房長) 鶴岡 寛君

郵政事務官 (監察局長) 山本 博君

郵政事務官 (郵政事務局長) 長田 裕二君

郵政事務官 (貯金局長) 稻増 久義君

郵政事務官 (簡易保険局長) 武田 功君

郵政事務官 (電波監理局長) 上田 弘之君

郵政事務官 (電波監理局長) 館野 繁君

郵政事務官 (送部局長) 曾山 克巳君

郵政事務官 (人事局長) 浅野 賢澄君

郵政事務官 (郵政事務局長) 浅野 賢澄君

委員外の出席者

郵政事務官 (大臣官房資料) 五味 三郎君

専 門 員 水田 誠君

本日の会議に付した案件

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

通信行政に関する件(東京十二チャンネルに関する問題)

○砂原委員長 これより会議を開きます。

郵便法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑を続行いたします。片島委員。

○片島委員 郵便法の一部改正、料金値上げの問題に關連しまして、郵政事業の管理機構、管理、経営の問題について大臣にお尋ねいたしたいと思

います。しかし小さい点でわからない点は、政府委員からの御答弁でけっこうでございます。

最初に、昔の郵便局の制度は、御承知のように一等郵便局、二等郵便局、三等郵便局という制度があったわけですが、これが普通郵便局

あるいは特定郵便局という制度に変わったのはいつごろでございますか。

○鶴岡政府委員 後ほど御答弁をさせていただきます。

常に遺憾に存するのであります。普通郵便局と特定郵便局、これは——わかりますか。いまわかりましたか。

○鶴岡政府委員 昭和十六年二月でございます。

通信官署等級制の廃止がございまして、従来の一、二等郵便局は普通局に、特定三等郵便局は指定郵便局に、普通三等郵便局は特定局に改称をいたしております。

○片島委員 この場合、昔のことは知らぬといつて逃げられればこれは別であります。みな郵便局であるのに、普通郵便局と特定郵便局という、この特別な、郵便局ではあるが郵便局ではない、うな——私たちは郵便局の窓口に行けば、国営でありますからみなあたりまえの郵便局と考えておるのであります。それを普通郵便局と特定郵便局というふうに名前をどうして二色に分けられたのか、この間の事情を御承知の方でございますか。

○鶴岡政府委員 特定郵便局という名称は、特定郵便局長というものを長とする郵便局の制度であります。(長があつて局があつたことか)と(呼ぶ者あり)——私の申しましたことが少し不十分でございましたが、郵便局自体に特に普通局である、あるいは特定局であるという名称をつけておるのではなくて、特定郵便局長を長とする郵便局、そのような考え方をとっておるわけでございます。

○片島委員 ただいま不規則発言にもございましたが、局長が最初あつて郵便局ができるのではなくて、郵便局があつて局長というものはきまるものだと私たちは承知をしておるわけでありまして、わざわざ特定郵便局という名前にしたのは、局長の特殊な地位、まあこれはあなたのほうの答弁を私が代弁しては悪いのであります。特定郵便局、ある郵便局の局長の地位が特定であるから、普通でないから、異常であるから、こういうことでございますか。

○鶴岡政府委員 御説のように、特定郵便局長はいわゆる自由任用制をとっております。かような点におきまして普通郵便局との差異があると存じます。

○片島委員 郵便局にはいろいろ差異があるんでしよう。統轄郵便局、中央郵便局あるいは鉄道郵便局、船舶郵便局、いろいろ郵便局がありますが、みな普通、郵便局といつておるのです。また、大局と小局ではその内容についても非常に変わっております。しかし、別に特定とも何ともいわないでやはり普通、郵便局、こう言っておるのです。その普通局と違うというものは、どういふところが違ふから特定という名前をつけるのですか。

○長田政府委員 ただいま官房長がお答え申し上げましたが、特定郵便局長という官名がございまして、特定郵便局長を局長とする郵便局を特定郵便局というふうに呼んでおるわけでございます。普通局、特定局といふのは公式の法律上の名前になっているわけではございません。通常私どもさうに呼んでおりますが、先ほど官房長がお答え申しましたような次第でございます。

○片島委員 それでも私は答弁にはならぬと思うのです。特定郵便局があつて特定郵便局長という職名ができたのであつて、特定郵便局長という官名がございまして、特定郵便局長といたしまして、官名がございまして、特定郵便局長ができたんじゃないでございませう。昔から三等郵便局といつておつたんですから。私はこれは幾ら追及しても皆さんはそれ以上の答弁はできぬと思つてからやめますが、そういう御答弁ではやはり普通局と特定局といふものを名称を分けておるということにはならぬと思つて。

ところで、昭和十六年でございますか、そのころの一、二等郵便局とそれから特定郵便局、この局数はどのくらいになっておつたのでございませうか。早くいへば、普通局に切りかえられた局数と特定

もりでは決してないことだと思ひます。

○森本委員 委員長、ちよつと。

大臣、これは親睦団体ではないのです。いま親睦団体だと言つたのはあなたの失言です。これは親睦団体でなしに、郵政省の機構になつておるわけですから。郵政省、それからその下に郵政局があつて、それから指定局があります。その指定局は仕事の関係だけの、結局業務上のなになであつて、指揮命令系統については、この特定郵便局長の業務推進連絡会議を通じて現実にやつておるわけですから、これは単なる親睦機関ではありません。親睦機関であるというの、私設局長会が親睦団体であります。たまたまその私設局長会とこの郵政局が任命をする業務推進連絡会議とが一致しておるところが非常に多いので非常に誤解を招くわけですが、業務推進連絡会議というものは、純粹なる郵政省の機関であります。

そこで、ちよつとお尋ねしておきたいと思ひますが、そのいわゆる業務推進連絡会議に一体定員を出しておるかどうか。いま官房長が読み上げたような仕事を郵政省の下部機関としてやるくらいであるとするならば、特定局長だけではとても仕事はできぬわけですから。一体業務推進連絡会議に定員を出しておるかどうか。定員を出しておるとするならば、全国的に幾ら定員を出しておるか。それから私設局長会と業務推進連絡会議の会長と兼任をしておるところが一体どの程度あるか、それから業務推進連絡会議と私設局長会とはつきりと分かれておるところがどの程度あるか、それを明らかにしてもらいたい。

○郵政省委員 特推連の行なつておる業務に對しまして、経費その他要員についてのお尋ねでございますが、特推連は行政上のいわゆる正規の機関ではないわけでございます。したがつて、特推連といふものに対して経費は出しておらないわけでございます。ただし特推連の役員局の局長に若干のものを渡し切りで出ております。すなわち一般連絡事務費あるいは貯金、保険の施設費的なものでございます。それから要員の点でござ

います、私は要員は出してないといふと承知しております。

次に、第二のお尋ねの兼任の問題であります。特推連の連合会長十名は、これは各管内に一名ずつでございますが、これは全部全特の地方会長と同一になつております。そして特推連の連合会の副会長二十名のうち、全特の地方会長の副会長をやつておられますのが十六名でございます。つまり八割が副会長を兼ねておる。そして二十名の残りの四名は、地方会の理事をやつておられますのが二名、全然何も役員をやつておられないのが二名という状況でございます。

○森本委員 その下の会長は……

○郵政省委員 その場合は、連絡会の会長が百八十五名おられますが、そのうち全特の地区会会長をやつておられますのが百五十一名、八二％になつておられます。そして地区会の副会長をやつておられますのが五名、二・七％、地区会の顧問をやつておられますのが二名、〇・六％、そして全然役員をやつておられないのが二十二名、一二％になつておられます。これは四十年四月一日現在の数字でございます。

○森本委員 いま、定員は全然出してない。それから金については、会長に連絡費程度しか出してない。それからこれは正規の機関でないといふことですが、正規の機関でないといふことではないはずであつて、この特推連は正規の業務上の補助機関になつておるはずであります。それをもり一度明らかにしてください。そうでなければ、こんな特推連なんというものをこしらへる必要はない。これは郵政局の行政機構としての補助機関になつておるはずであります。

○郵政省委員 申し上げます。

私の申し上げましたのは、法制上にいう行政機関ではないといふ意味でございます。しかし先ほど申しますように、特定局の業務の能率的運営のためのいわゆる連絡体でございます。その意味におきましては、純然たる私的の団体ではなくて、

公的な性格をも持つておるわけでございます。そのようなものだと認識をしております。

○森本委員 その任命はだれが行なうのですか。

○郵政省委員 郵政局長でございます。

○森本委員 だから、私設局長会長はかつてに向こうで選挙できるけれども、この特推連の会長、連合会長あるいは副会長、そういうものは全部郵政局長が任命するわけでございます。だからこれは当然郵政省の行政機構の一つの補助機関として認めて差しつかえないわけでしょう。大臣、これはどうなんですか。

○郵政省大臣 これは、見ますと公達で出ております。したがつていまして、その公達で出ておることは、確かに公達で出ておるわけですが、行政機構といふものはおのづから設置法に基づき、あるいはそれだけの付属機関なりに規定し、その限度が行政機構であつて、これは行政機構ではない。ですから私は非常にきつめて考えてみますと、そうしたものが公達によつて扱いはいたして、何か補助的な役割りはされておるが、行政機構といふものはきちんとしておきませんと、そのもののいろいろな行政機構上の身分や何かの問題が起ります。これは特定局長といふものの、そうしたまゝとまりにひとつの役割りをかけているだけでありまして、行政機構といふべきものじゃないと思ひます。

○片島委員 いまの問題で、公達で出ておるので、組織法に出ていないといふが、そうしたらその当時、郵便局の分課規程といふものは公達で出ておつたじゃないか。郵便課とか保険課といふのは行政機構じゃないか、大臣。

○郵政省大臣 私が申し上げておる意味は、この特推連といふものの組織なり職分なりを公達で定めておられますが、それが設置法なり何なりとの結びつきはない。特定局長のかたまりを一つ言つておる。しかし、それに公達によつて一つの役割りを与えておるといふことは事実であります。そういう意味合ひで、いかようにも行政上の補助機関だとか補助機構だとかいふ見方はできると思ひ

ます。私は、しかし行政機構といふことは嚴重に考へていくほうがものまじがらない、こつていふうちに考へておきます。しかしそのような意味合ひで、広い意味で行政をやつておるといふことであれば、それは特定局長が行政をやつておるのではありません、そのまゝとまりで、そうして公達でやつておる者が行政をやつておるといふ意味では、行政をやつておるに相違ございません。そういう意味合ひでは、広い意味で行政を分担しておるといふことは言えると思ひます。

○片島委員 私はこの問題については大臣に質問かたがた強く要望しておきたいと思ひます。通信局、公社あるいは国鉄なんかの例を見まして、通信局、通信部、電報電話局、委託局。早い話が統括局長といふことも、あるいは指定郵便局といふものがあるが、御存じかどうか知りませんが、特定局の会計の面だけいろいろめんどうを見ておる。これは決して権限はないのです。めんどうを見ておる指定局制度といふものがあります。統括局長あるいは指定局長よりも電報電話局長のほうが、特定郵便局、いわゆる電電公社に言わせれば委託局の内情に詳しいのであります。私たちが、たとえばあすに農村公衆電話をつくつても、あの部落はどのくらい人口はない。それじや指定郵便局長に聞いて、あの部落は何戸あるかといふことを知つておられますか。特定郵便局長は知つておられます、自分の管内ですから。しかし一方、上の指定郵便局、統括郵便局長は何も知りません。そうすると、電報電話局長は末端の部落の状況までちゃんと全部掌握しておられます。そういう機構が確立しておるからこそ、すべての業務の面でも非常にうまく進めていけるのではないかと。要するに指揮命令系統が、行政機構といふのははつきりしておりません。指揮命令が末端にいつてもびしつと届かないといふまじいかな。郵政省の機構にはそれが途中で抜けておる。ところが郵政でも、監察業務と業務関係についてはこれがあるのです。業務問題、事故を摘発する監察の問題と、郵政の業務全体の問題と、どつちが比重が重いのですか。郵政

の本来の業務があつてこそ、初めて労働問題があり、監察問題が出てくるのじゃありませんか。ところが労働問題については何といひますか非常に精力的で、こういうところも各県の統括局に労働担当官という出先を置いて、郵政局がそれだけの権限を預けて労働問題についてだけは真剣にやる。監察についても、事故があれば、十分ではありませんが監察をやる。業務の推進というもののについては何もやっておらぬ。それは郵政局がやる。私はその末端を掌握するためには、やはり郵政事業は業務が中心でなければならぬと思ふ。業務あつての監察であり、労働である。だから業務のあるいは統廃合、あるいは要員の適正な配置、特定郵便局の末端の事務員の任免まで郵政局長がやっているとす。實際問題として、だれが適任であるかということが郵政局長でわかりませんか。欠員が非常にあつても、欠員が埋まらなかつたり、ごたごたと陳情にわざわざ出かけていく。あれがいい、これがいいで、また競合者が出たり、何としても特定郵便局長の任命でも空間が非常に多いのです。私のところの県内を言つて悪いですが、ほとんど年賀郵便は一月一日に一〇〇%近くほとんどの局がはかせました。ところが特定局長が休んでおる、そしてこれはほんとうは相当古い人ですからやめるべきですが、それを休職でぐずぐずやつてゐる。そこへもつてきて、新しい局長代理をどこかこんでもない——とんでもないと言つてはまたぐあいが悪いですが、それを新しく持つてきた。そういうようなことで、その局は四日から五日ごろまでかかつた事例がございます。これは局長が悪いとか、なまけたとか、局長代理がどうだとかいうことでなしに、やはりそういう末端に対する掌握が足りないからこういうことになつてゐるのだ。だからもう少し管理機構、行政機構がびしびしといくような系統をはつきり立ててもらいたい。特定郵便局というものが特定の存在であるならば、あつても、業務の面については郵政局からびしびしといくような機構をつくらないと、何か行政機構ではあるが、ないようでもあるといつた

ような、はつきりしないようなものだけで、多数散在しておる特定局の仕事をつまかしておる。こういうことでは業務の円滑な推進に非常に支障がある。この点は、大臣は、大臣になられて初めて郵政事業のことはタツチせられたわけでありまして、まだ勉強が不十分かと思ふのです。しかし大臣在任中に、この問題はもつともメスを入れて検討していただきたいと思ふのですが、大臣どうですか。

○郵務大臣 私も郵政行政で業務の推進、これは一番考えなければいけないと思ふ。私が盛じましたところでは、監察を一生懸命でやつておる。しかしどうも、そのほかに業務の指導とか会計の監督をやる、そのときにおのずから非違のありやないものが、そつちの方向からもわかつてくるはずであります。どうもその横の結びつきがない。監察というものは、それは非違の摘発をあまり広くいろいろなことにひつかけて監察自身がやることは適当じゃないだらうと思ひますけれども、そういういたしますと、その上で非常に狭い範囲で追つていく。ところが同じような指導を、それぞれの管内の局に対してやつてゐる仕組みがあるのですが、その横のつながりがどうもないのにならうか、こういうことを申しまして、したがって、会計の指導をするとか、そういう経理を見ていくというように、監察と結びつきをやつたらいいじゃないかということ、これは事実省内でくふうをしていろいろやつております。そういう意味合で、私は、何か管理と申しますか、業務の運行を中心として、そこに筋金を置いて事を促進する。そして別にやはり非違の摘発というように、この二つを考へる役割のものがあつていいと思ひますけれども、中心はやはり業務の完全な運行管理と申しますか、そういう点に中心を置いてものを考へるというところは筋だと思ひます。

○森本委員 さつきの特推進ですが、大臣の答弁ではこれはやはり何だかわからぬです、はつきり言つと、あの速記録を全国の特定局長が見たときに、だから特推進というものは、いかなる地位を有するか。要するに郵政局の行政機構としての

補助機関であるのか、親睦団体であるのか、これをひとつ端的是にはつきりしておいてもらいたい。

○郵務大臣 私さつき申し上げたのでおわかりいただいたと思ひますが、なるほど親睦団体というものはほかに協会がありますから、親睦団体というものは間違ひであります。しかし行政機構というものは、一つの国家の組織には行政機構の体系があり、そのほかに行政機構とは名づけられないけれども、行政の補助をいたすものがあつてよろしいはずであります。それに行政機構が行政の補助をいたさるという意味合で、特定局長というものは一つの行政上の地位を持つております。それが横にまたまりました団体の特推進というものは、行政の補助をいたしておる。したがうが、親睦ということは語弊がございまして、しかし特定局長が、横に結びついておる。しかしそれは、そういうことで行政の事務の補助はいたしておるが、行政機構と名づくべきものではない、こういうぐあいに御理解いただきたいと思ひます。

○森本委員 それは行政機構ではないということでありまして、経費もおろし、貯蓄の指導もし、郵便の業務の指導もし、会計の業務の指導もする、實際問題としてこういう機関であります。そこで、この特推進の位置づけという問題については——これは私設局長会は別です。私的な団体ですから、むろんこれは問題じゃないわけですが、特推進のように、会長から部会長に至るまで郵政局長が任命して行なうという機関については、はつきりとした位置づけはやはりしておかなければ、あとあと問題になる。だからこの特推進というものは、はつきり言つて、各特定局長が集まつてきておる一つの団体ではないわけですか。いいですか、大臣、特推進の会長と部会長は郵政局長が任命するわけですか。そこで郵政局長が任命する特推進の会長は、郵政局の指示を受けて業務上の指導をする場合があるわけですか。それで会長が今度部会長を指導し、部会長が各局長を指導するわけでありまして、これは横断的な一つの集まり的な団体ではないわけですか。私設局長会なるほど横断的な団体の集まりです。しかし郵政局に

あるところの特推進というものは、横断的な集まりではない。上から指揮命令系統としての指示事項をおろすなり、あるいは業務の指導をおろすなり、そういうことをやる機関である、こういうことではないが、大臣、違ふ違ふと一言言つて下さい、いろいろこまかいことを言わぬで。あなたとやつておると時間がかかるから、とにかく私の言つたことが間違つておれば間違つておる、どこが間違つておる、こういうぐあいに言つて下さい。間違つていなければ、それとおりで、さういふふうに言つて下さい。

○郵務大臣 私はこの点についてあなたと所見を異にしております。と申しますことは、ここに書いてあるいろいろな仕事は、特定局長の権限の仕事でございまして、それについて特推進が上から指導を受けます。しかしながら、特推進というものは、それによつて新しい権限を生ずるものではなく、それは特定局長に元来固有する権限を行なうだけであつて、その連絡はございまして、しかし、それによつて特推進というものは行政上の新しい権限なり行政行為を発生するものではない、したがつて行政機関ではない、こういうことでもあります。

○森本委員 それでは一体、郵政局長がなぜ任命をするのですか。そういう横の団体の連絡機関に対して郵政局長が会長、部会長を任命する必要はないと思ふのですが、なぜ郵政局長が任命するのですか。

○郵務大臣 新しい権限が与えられるものでなければ任命してはいけないという理屈はないと思ひます。そういう連絡をするものがあつて、そしてそれが一つの組織——私の申しますのは、その組織があるということは事実なんでございまして、組織はあるが、あなたのおっしゃるように、特推進というものに新しい権限が生じるのではないのだ。それは特定局長が持つてゐる権限をおののが行使する、それを横に連絡をする、それだけのことであります。しかしながら、そういう組織はあるのでございまして、そこを任命してはいけない、

権限を与えなければ——要るか要らぬかという問題は別にあります。別にありますが、そういう組織があれば、任命していいかという事は私はないと思います。

○森本委員 そうすると、これは連絡をするだけですか、大臣。

○郡国務大臣 私はさよう考えます。

○森本委員 連絡をするだけだったなら、なぜ特定局長の業務推進連絡会というものを置いて、旅費も出して、経費も出して、連絡をするのですか。連絡だけなら、郵政局が連絡すればよろしいわけです。

○郡国務大臣 私は、連絡推進することに意味があるから、個々の特定局長を指図するよりも、それらの自発的に連絡する組織があり、そうしてその連絡推進することの意味があるから——権限はない、新しい行政上の力は発生しない、しかし連絡推進することに意味があるから、任命もしたり、そうして必要なものは与える……

○森本委員 連絡するということに意味があるといいますが、連絡をするということであれば、郵政局で十分に連絡が足りるわけでしょう。だから官房長、現実に先ほどの規程をもう一ぺん読んでみてください。

○鶴岡政府委員 特定郵便局長業務推進連絡会規程というのをごさいますと、第二条に「連絡会は、地方郵政局長の監督のもとに、次に掲げる事項について、連絡および推進を行う。」一が「業務の正常運行、事務能率の向上および事故犯罪の防止に関すること。」二が「講習会、業務研究会、レクリエーションその他能率増進のための施設に関すること。」三として「増収および貯蓄奨励に関すること。」四が「周知宣伝に関すること。」五が「前各号に掲げるもののほか、地方郵政局長が必要と認めるもの。」とございまして、なお任命ということとはでなしに、会長その他は「指名」ということばを使っております。

○森本委員 そういたしますと、いまのことばにもありましたように、たとえば横の連絡といいま

すけれども、一つの部会が十なら十の特定局が集まってある。そこにレクリエーションの経費を六万円なら六万円やる、それを一体どう使うかというところをそこできめるわけですよ。はっきり言うと、その場合は、これは単なる連絡だけじゃない、行政機構の一つの推進になってくるわけだ、どうなんですか、大臣。

○郡国務大臣 私は、連を見ながら言うようになつてきました。第二条の目的のところは、連絡と推進でございまして、連絡、推進です。範囲はしたがって連絡だけではございせんけれども、連絡と推進でございまして、しかし、推進ということとは、それ自身が何ら行政上の意味を持つものではないと思ふ。そうして、個々にばらばらにいたしますよりも、各特定局長が同じ方向で進めるのですから、推進なんだから、同じような方向にいくことのほうが望ましい。だからそれを自発的にさせるということであり、それを任命はしないけれども、だれがやったらいいだろうということなどを指名をいたす、これは私はよくあたりまえのことだと思ふ。

○森本委員 だから、その推進をするというのは、業務上の推進を行なうわけでしょう。たとえば、個々の特定局長に対して、レクリエーションの経費ならレクリエーションの経費を、ABCDEと五局あったら、そのそれぞれの局におろすのがたてまえでしょう。ところが、その経費のおろす方は、その部会の十何局を一位としておろすわけだ。それでこれは一体何をすべきかということ、部会長がきわめて各局長に通知をする、このやり方はどうなんだ。

○郡国務大臣 だから、それが連絡であり、推進でございまして、私の言うのは、行政じゃないということだけ言っているのです。事実のあることは、もちろん事実がございまして。

○森本委員 それがどうして連絡と推進になるのですか。部会があつて、十郵便局がある。実際は、その各局々にレクリエーションの経費はおろさなければならぬ。ところが、部会長の局にその経費

を六万円なら六万円、八万円なら八万円おろす、そのおろされた経費を使うことをきめるのは、その部会長がきめて、いわゆるその執行をする。そうすると、他の局の局長の権限もその人がやるわけだ。その場合、それはどうなるのですか。

○郡国務大臣 レクリエーションのどういうやり方をしてあるか、私存じませんから政府委員からお答えさせますが、それはレクリエーションの費用がくるでしょう。しかしここに書いた連絡を、推進するということだけなんです。連絡推進以外のことをしている、公達に違反するわけでありまして。だから、レクリエーションの費用がどうなっているか、政府委員が知っていると思いますが、そのやることは、連絡と推進の範囲のことであつて……

○鶴岡政府委員 ただいま御質問のしましたレクリエーション行事でございしますが、この経費それ自体は、部会長局あるいは会長局に流さねばならないということにはなつておらないわけですか。

○森本委員 「流せないのかね」と呼ぶといえ、ただ便宜そのような部会単位に配算しておる場合もあるといふことではございまして、そしてその経費の使い方につきましては、先ほど大臣の御答弁にもありましたが、これはその部会内の局長が、相談協議をしまして、その使途をきめることではございまして、部会長が専決するといふような、いわゆる行政行為ではないわけではございまして。

○森本委員 そうすると、レクリエーションの経費が十三の部会におりてきた。大臣、いいかね。そのときに他の大ぜいの局長は、それはひとつ花見をしよう、いや、花見は反対だ、芝居を見に行こう、こういふように意見が対立した場合にはどうなるのだ。

○郡国務大臣 対立して、まともな場合もございまして、対立しつぱなしでできない場合もございまして。

○森本委員 できない場合はどうなるのですか。

○郡国務大臣 できない場合は、やらないよりし

○森本委員 そんな無責任な答弁はないと思う。それはやはりレクリエーションの経費は、やるようにしてやらなければならぬ。あなたは連絡推進、連絡推進といふことをさつきから言つておるけれども、いま実質的に特推連がやつておることは、連絡推進じゃないのです。ある程度現実に行政機関の補助機関的な行動をやつておるわけだ。行政機関の補助的な行動をやらなければい

ま、言つたようなレクリエーションみたいなものはできませんよ。

それから大臣、いまの答弁はきわめて無責任です。できなかったらやらぬだけだ、そんな答弁あるか。そんな答弁はやめろ。まともなやつたらやめろ。そんなばかんなことあるか。

○郡国務大臣 これはしかし、ちょうど森本さんいつか放送世論調査委員会でおつしやいましたように、両方対立して数が半々になつてきまらぬときにはどうにもしようがないじゃないかとおつしやつた、あれと同じ理屈を言つたので、レクリエーションといふようなものは、事柄としてはおのずから落ちつくところに落ちつきましょ。また、落ちつかせるということをしなすね。それは別に行政といわなくても、ものの相談ごとなんです。から、幾人かの特定局長が集まつて、そうして相談をして、一日でまともなれば幾日かかかつて相談がまともなといふ種類のものではございまして。ただ非常に理屈を言へば、かりに十あつて半々でまともなればどうするのだとおつしやれば、さつき言つたことですけれども、それはおのずから事柄の性質でございまして、世論調査委員会の半々のときとはわけが違います。これは私もよく認めます。したがって、御設例のレクリエーションといふような場合であれば、まともなといふ役割りをきつと特推連ではされましょ、しかしそのことを行政だとすぐ言う必要はないと思ふ。

○砂原委員長 ちょっと森本委員に申し上げますが、まだ森本委員の発言のなかにありますから、関連質問はひとつ簡単に願います。

○森本委員 委員長、これはちょっと大事なことになる。これはやはり大臣の答弁もきちんきちんとした答弁で——つっけんどんな答弁をするのもけつこうだけれども、まともな答弁をしたらレクリエーションはやらぬというような、そんな答弁のしかたはない。あなたは郵政省のことは知らぬ。それがまともな答弁なら、しかたがないから各局単位に経費は分けなければならぬ。それは定員に応じて各局に分ければいい。まともな答弁ならやりません、そんな答弁が大臣としてあるか。それはやはり大臣として、まともな答弁ならしかたがあるから、定員一人当たり何ぼというレクリエーションの経費をはじいておるわけだから、その場合には各局に分けて、各局で適当にやつてくれ、こういうことになるわけですよ。AとBの局長は同一権限を有しておるわけだから、そこで意見がどうしてもまともな答弁だったということになれば、それは各局に経費を分けるよりしょうがない。それをあなた、けんかして意見がまともな答弁なら、しかたがないからやりません、大臣としてそんな無責任な答弁があるか。

○郵務大臣 その点を全部取り消します。と申しします。それは私の手元にもらつておられます。その点も、相談がまともなときとは各局が個々にやるのとありますが、私は事実今度の四月二十日の通信記念日のときのレクリエーションの費用の一人当たりの分配も、先日役所でよく説明を聞きまして、その使い方も聞きまして、レクリエーションの実に大事なこともよく心得ております。したがって、レクリエーションはやらせません、ということをお願いしたわけではございません。○上林山委員 関連質問を一つだけします。

大臣の答弁は、特定局長諸君の士気に関連があるの心配しておりますが、単なる親睦団体ではないのだという御発言があったので、その点私は了承したわけではあります。

そこで、大臣の答弁の中に、特推進は公達によってできておるものだから、これは行政機構ではない、また行政機構の補助機関でもない。あとで補助機関でもないということについてはまたふえんされたようですけれども、そういうような答弁があったので、私は角度を少し変えて、ただあなたと論争する意味じゃなしに、公開の席上でそういう発言があったからもう少し確かめておきたい、こういう趣旨でお尋ねするわけではあります。

それは、公達の性質は、法律的にみれば一緒です。公達には性質の異なるものがあるかどうか。われわれは立法者ですから、立法者というものはそういう分析をしなければならぬ。だから、公達によつたからこれは行政機構ではない、行政機構ではない、また補助機関でもないというウエイトに力を入れたらどうですか、そのなかでどうか。これは大事だと思いますから、少し聞かせてほしい。

○郵務大臣 公達の中には、別に法律上の根拠がなく、しかし郵政大臣と申しますか、郵政省そのものの業務全体の上から、行政と申してもよろしゅうございませう、それから出ておるものもございませう。しかし法律上の根拠があつて、それを政令、省令で受けてきて、そしてさらにこまかい部分——私これはそれぞれ理由はあるのだらうと思ひながら読んでおるのですが、郵政省の中には省令で出してよきもの、公達で出しておる例がかなりあるものであります。そういういたしますと、命令を受けてきて、そしてそれがおつて、したがつて省令と同じようなウエイトを持たせておるようなものもあるが、しかしそれはもつと正確にいえば、内部にいうことと外部に通つておるのだと思ひます。省令にあげておるようなものの中にはあるが、その振り分けは、内部に關する關係であつては、法律から流れ出ておる公達と、必ずしも法律の一つ一つの条文から流れ出てない公達と両方あると見ていいのだらうと思つて、この郵政内部のこれを私は読んでおるの

○上林山委員 その大別するあなたのたたいまの答弁は、私は全面的に賛成ではないけれども、方向としては一つの見方だらうと思ひます。しかしあなたも御承知のように、地方郵政監察局支局組織規程、これは昭和四十年四月一日に公達されおるのです。こういう監察局支局は行政機構ではないか、こう思ひますが、そう思ひますかどうか。

○郵務大臣 これも全部行政機構でございませう。○上林山委員 そうすれば、先ほど公達によつていふからこれは行政機構でも、行政機構の補助機関でもない。もちろん、補助機関でもないという点については、先ほど申し上げたとおり多少御訂正になったかのように聞いたのですが、それであるからこれは補助機関でもないということではないか、この点になりませう。それであるならばやめなければならぬ、そうでないなら、またたくさん法律がここに違つた効力のものがあるのです。そこで申し上げたわけですが、その点を、ひとつ関連ですから簡潔に……

○郵務大臣 さつき申しましたように、いまの公達で確かに、内部に伝達するのですから公達でいいと思ひますけれども、これは支所、支局というよりな形のものよりは国民に關係してまいりますから、むしろ省令のほうがいいのじゃないだらうか、しかしこれらの監察局の系統の仕事は、すでに法律に根拠があつて省令にあるから、だからその内部の部局だから公達でいいんだということと公達にしたのだと思ひます。したがって、確かに公達だからもう一つの——先ほどの申し方は、否足らず、むしろ私の申し方が不正確でございませう。そんな意味合いで公達の中に機構のもの——私ははたかたに申すのではございませう、特推進が行政上の補助をいたしてあり、また一つの機能を営んでおることは認めます。認めますけれども、ただそれによつて新しい権限が生じているのじゃないかということだけをちよつ

と申し上げたかつたために、くどいことを申し上げて失礼いたしました。

○片島委員 行政機構、管理機構の整備、これが本省から郵政局、それから末端の窓口に至るまで、もう少しその神経細胞がびりびりと届くような機構を確立すべきである。こういうことが私は主題で、たまたま特推進の問題にも言及したわけではあります。機構の整備についてはひとつ大臣も十分御検討をお願いしたいわけではあります。

ところでもう一つ、郵政局というのは、いま言つたように数局を直接管理しておるわけですが、局数といい、従業員といい、先ほど言つたやうに非常に多いわけではあります。郵政局不在の場合、だれが局長のかわりの仕事をやるのですか。

○鶴岡政府委員 人事部長でございませう。

○片島委員 それは何によつてきまつておりますか。そういう権限は……

○鶴岡政府委員 人事部長とたたいま申し上げましたが、東京、大阪、面郵政につきましては、御案内のように次長がございませうので、次長でございませう。それ以外の郵政局が人事部長でございませう。

○片島委員 人事部長は、何によつて、あるいはどういう権限によつて代行するのですか。私がいつか、ここにおる上林山君と二人で九州へ出張したことがございませう。そうしたら鶴岡郵政局長が病気で休んでおつて局長不在です。そうしたら若い人事部長が来ていろいろ世話をやつておつたのです。局長がおらぬのじゃ代理はだれだと言つたら、私が代理です、こういうことでは。何の権限があつて局長の代行をするのですか。

○鶴岡政府委員 現行の公達等におきまして、人事部長が局長不在中代行するといふのはつきりした規定はございませうが、大臣の一般的な任命権の解釈においてそのようなことをやつておる次第でございませう。

○片島委員 局長の代行があいまいな規定で、何もないでせう。郵政局長といふものはえらいのですよ。各郵政局によつては、局長を代行できるやうな、人事部長より先輩の部長がたたくさんおる

はすです。人事部長が局長の代行をするという規定があります。

○郵政局長 現在局長が長期に病欠をするという場合には、大臣の発令によりまして、郵政局長心得という任命行為は行なっております。

○片島委員 任命をすればよろしい。しかし、任命してないじゃないですか。じゃ、あなたが病欠されたときに、部長を局長心得、事務取扱という任命はされておられよう。それはちよつとでも、一日欠席しても二日欠席しても同じですが、そのたびごとに任命しておるのですか。

○郵政局長 長期の場合にはそのような任命をいたしますが、普通一日、二日を休みます場合には、局長の指示をそのたびごとに仰いで、権限としては郵政局長の権限がそのまま生きておりますので、そのような場合にはあらためて発令行為はないわけでありまして。

○片島委員 局長というのは、先ほど申し上げましたように、数百局、数千人の従業員、作業場を管理したいへんな、一万以上もある大きな管内を管理しておるわけですから、それがそれに足らなくとも電電公社あたり——また引き合いに出しておかしいですが、昔きょうだいだから引き合いに出してもいいのですが、副局長というものがありません。それからまた、郵便局にも次長というものがありません。局長不在の場合に庶務課長がやるのではなくて、次長というのがある局には置いてあります。そういうことから考へるならば、郵政局に次長を置かねばならぬ、局長不在の場合にそれが代理する。そういうふうな仕掛けした権限が付与されておらないと、病欠もすることがあります。出張をすることも。しかし局長の事務を實際上行なわなければならないというものが出てくるわけですから、そういう場合に、何か知らぬが私が代理に出てきましたでは、私は済まぬと思う。何らの権限のない人間が……。これはどうですか、大臣。次長制なら次長制を置かないならば、だれだれが代行するという明確な権限の付与がなければいかぬと思うのですが、どうですか。

○郵政局長 必要のところに次長をふやしてまいらう、予算等の際にもお願いしております。私も全部必要じゃないかと思ひます。そしてむしろ業務を遂行する中心になつていくような——しかしこれは、ことしのよう予算の状況のときには一挙にということはないでございまして、どこかしたが、しかし事務には必要だと思ひます。どこかがきちんとそのつもりで、いつでも即座にかわることができるような体制というものは必要だと思ひます。ひとつ考えさせていただきます。

○片島委員 私の言わんとするものは、こういう管理機構がどうも不十分である。管理機構に次長制もない。末端の現業機構にはありますが、管理機構にはない。管内もろもろな郵政局に各末端の機関が直屬をするといった形で、非常に整備されておられぬので、その点を強調するためにいま申し上げたわけですから、この点は大臣、十分ひとつ御検討願ひたい。御検討の上善処願ひたい、こう考へるわけですから、よろしくごさいますか。

○郵政局長 いまの点は部内の者みんなそのほろが賛成のようでございますから、ひとつ代理者をばつたりさせることは規定の上で考えさせていただきます。こう思ひます。

○片島委員 それではいよいよ郵便法の問題について、料金の問題などお尋ねしたいと思ひます。昭和三十六年に値上げをされて今日までに値上げが見送られたわけでありまして、その三十六年の値上げの際にどういふ長期の見通し、計画を立ててその当時値上げをされたのであるか。そのときの経過、実情をひとつお知らせ願ひたいと思ひます。

○長田政府委員 昭和三十六年の値上げの背景と申しますか、昭和二十六年に、御承知のように一、二種をはじめとして全般的な料金の改正がございまして、相当財源の面でも問題なしに過ぎないでまいりましたのが、三十年を過ぎましてから、経済の発達等ともからみまして三種、五種の郵便が相当ふえてまいりました。ダイレクトメール等もふえてまいりました。当時の料金は御承知のよ

うに、低料三種は一元でございます。それから五種につきましても百グラムまでごとに八円という料金でございました。コストのかかるそういう五種の郵便物あるいは三種の郵便物が非常に激増してまいりましたので、總体的に収入の面ではあまり豊かにならない、経費のほうはかかってくる、こういうふうなわけでございます。三十五年にはベイスアップ、定期昇給込みですと八・五％になりましたし、それから他方そういう物量の増加に見合います定員の増加というふうなものもだんだん多くを要するようになってまいりまして、先

生も御承知のように、定員が十分取れないということのために、常勤的非常勤というふうなものも部内に数千人発生するという状態でございます。このように収入はあまりふえない、一方で支出はだんだんふえてまいりまして、一方では人も人件費も先ほど申上げましたように八・五％のベイスアップと定期昇給の分がある。たまたま昭和三十五年の夏に人事院勧告がありまして、一般公務員に對しまして二・四％のベイスアップということになりまして、三六年度に実施されるということになりました。三公社五現業の職員につきましましては、当時人事院總裁が国会で、これ三公社五現業職員よりも九％ないし一〇％くらい多くなつたのではないかとというような発言もございまして、三十六年度におきましては相当さうに人件費の増加を見込まなければならぬというふうになりました。これは先生も非常によく御承知のとおりでございます。こういうふうな状況のもとに、三十五年度の年度末におきまして、一般公務員のベイスアップも一つの理由といたしまして、年度末の業績手当を三公社では〇・五出。他の四現業におきましては〇・五出というふうな状況のときに、郵政省におきましてはどうしても金が、財源がないということからしまして〇・四で妥協をし、そのうち〇・一五につきまして年度内に支出をする、残りの〇・二五につきましては、年度これは非常に過剰なあれでございまして、年度をこえて三十六年度に支払うというふうな非常に

変わった状況になりまして、こういうふうな状況でもございまして、当時料金値上げは三十六年の七月一日から予定されておりましたのを、国会の御審議の過程におきまして、一カ月繰り上げて値上げをするようにすることに相なりましてわけでございます。

○片島委員 三十五年の値上げは行なわれなかったのが、その値上げの幅は御承知のとおり三種以下だけにどまりました。年収百億増収、百億前後だったと私記憶しておりますが、その後先ほど申し上げましたような郵便物の増高に關連いたしまして、局舎問題ないし機械化の問題等、それぞれ大きくクロージアップされてまいりました。局舎につきましては五カ年計画で普通局百数十局、二百局に近い数、特定局は六百局に近いものを新築することになって、その後ほはそれの繰り上げで取り進められております。定員化の問題につきましても、三十七年には非常勤の本務員化がありまして、郵便局だけで九千人も定員増があるというふうなことで、以後機械化の面は、機械の開発とも關連しまして十分に進んでおりませんけれども、今日に至つておるわけでございます。

○片島委員 私が聞いておるのは、三十六年度に値上げをするとき、その後の見通しというものが一体あつたのかどうか。今度の値上げも、それはベイスアップもありまして、経済の変動もありまして、しかし局舎などは、老朽局舎はいついつまでは改善をするということも、計画の中になければならぬわけでありまして、この事業だつて、これだけの大きな事業になつたならば、長期の計画、構想を持つてやつていかなければならぬ。いろいろベイスアップがあつたり、局舎もつくらなければならぬようになったら赤字になつた、赤字だから値上げする、それでは非常に能のない話じゃないか、そういうことなんです。どうですか。

○長田政府委員 当時値上げをしますについての見通しでございますが、三年はもつたらう、五年はもたせたい、そういうことでまいりましたようであります。その後素材と申しますか、その裏づ

つては、低料三種は一元でございます。それから五種につきましても百グラムまでごとに八円という料金でございました。コストのかかるそういう五種の郵便物あるいは三種の郵便物が非常に激増してまいりましたので、總体的に収入の面ではあまり豊かにならない、経費のほうはかかってくる、こういうふうなわけでございます。三十五年にはベイスアップ、定期昇給込みですと八・五％になりましたし、それから他方そういう物量の増加に見合います定員の増加というふうなものもだんだん多くを要するようになってまいりまして、先

生も御承知のように、定員が十分取れないということのために、常勤的非常勤というふうなものも部内に数千人発生するという状態でございます。このように収入はあまりふえない、一方で支出はだんだんふえてまいりまして、一方では人も人件費も先ほど申上げましたように八・五％のベイスアップと定期昇給の分がある。たまたま昭和三十五年の夏に人事院勧告がありまして、一般公務員に對しまして二・四％のベイスアップということになりまして、三六年度に実施されるということになりました。三公社五現業の職員につきましましては、当時人事院總裁が国会で、これ三公社五現業職員よりも九％ないし一〇％くらい多くなつたのではないかとというような発言もございまして、三十六年度におきましては相当さうに人件費の増加を見込まなければならぬというふうになりました。これは先生も非常によく御承知のとおりでございます。こういうふうな状況のもとに、三十五年度の年度末におきまして、一般公務員のベイスアップも一つの理由といたしまして、年度末の業績手当を三公社では〇・五出。他の四現業におきましては〇・五出というふうな状況のときに、郵政省におきましてはどうしても金が、財源がないということからしまして〇・四で妥協をし、そのうち〇・一五につきまして年度内に支出をする、残りの〇・二五につきましては、年度これは非常に過剰なあれでございまして、年度をこえて三十六年度に支払うというふうな非常に

変わった状況になりまして、こういうふうな状況でもございまして、当時料金値上げは三十六年の七月一日から予定されておりましたのを、国会の御審議の過程におきまして、一カ月繰り上げて値上げをするようにすることに相なりましてわけでございます。

○片島委員 三十五年の値上げは行なわれなかったのが、その値上げの幅は御承知のとおり三種以下だけにどまりました。年収百億増収、百億前後だったと私記憶しておりますが、その後先ほど申し上げましたような郵便物の増高に關連いたしまして、局舎問題ないし機械化の問題等、それぞれ大きくクロージアップされてまいりました。局舎につきましては五カ年計画で普通局百数十局、二百局に近い数、特定局は六百局に近いものを新築することになって、その後ほはそれの繰り上げで取り進められております。定員化の問題につきましても、三十七年には非常勤の本務員化がありまして、郵便局だけで九千人も定員増があるというふうなことで、以後機械化の面は、機械の開発とも關連しまして十分に進んでおりませんけれども、今日に至つておるわけでございます。

○片島委員 私が聞いておるのは、三十六年度に値上げをするとき、その後の見通しというものが一体あつたのかどうか。今度の値上げも、それはベイスアップもありまして、経済の変動もありまして、しかし局舎などは、老朽局舎はいついつまでは改善をするということも、計画の中になければならぬわけでありまして、この事業だつて、これだけの大きな事業になつたならば、長期の計画、構想を持つてやつていかなければならぬ。いろいろベイスアップがあつたり、局舎もつくらなければならぬようになったら赤字になつた、赤字だから値上げする、それでは非常に能のない話じゃないか、そういうことなんです。どうですか。

○長田政府委員 当時値上げをしますについての見通しでございますが、三年はもつたらう、五年はもたせたい、そういうことでまいりましたようであります。その後素材と申しますか、その裏づ

けの資料としましては、人件費については定期昇給込み八割台と見込んでおりました。その後の実績は先生御承知のとおり、三十六年におきましてベースアップで一〇%、ほかに定期昇給、三十七年、八年、九年、昭和四十年、すべて定期昇給とベースアップを込めますと一〇%内外になっておりまして、経費の支出の面では予想より相当多くなっております。

〔委員長退席、佐藤（洋）委員長代理着席〕

幸いにして郵便物の増加のほうも相当ございましてので持ちこたえてまいりましたのでございしますが、五年目の四十年に至りまして、御承知のように収支アンバラ予算を編成せざるを得なくなつたわけでございます。

○片島委員 今度の郵便料金値上げを、原価計算主義というのを言われておるのでありますが、ト部君から先日質問があつたのですが、これは第一種、第二種郵便物の種類別に原価計算をやつた、こういうことでしたね。経理局長、どうですか。

○浅野政府委員 種類別にやっております。

○片島委員 実際問題として郵便物については大区分、府県区分とかあるいは県内区分、中区分、小区分、末端にいけば道順区分などがあるわけですが、その間にはもちろん通送があるわけですが、そういう場合に物数だけでは原価計算はできないと思つては、はがきなどはひらりと非常に軽いものです。小包なんかは非常に重いわけですが、また第五種その他種類別によつて重量が違つたわけですが、その重量も全部かみ合せて原価計算が種類別にできるわけですか。それだけあなたのほうの原価計算能力というのは徹底しているのですか。

○浅野政府委員 原価計算をいたします場合に、作業工程別に作業してまいります。その場合に作業能率を用いてまいりますから、十分先生おっしゃいましたように、処理時分、処理能力、全部換算いたしております。したがうございましたら、おっしゃいました十分に入っているものと思ひます。

○片島委員 総合原価主義ということは、それ

じゃとらぬでいいわけですね。個別原価主義ですね。

○浅野政府委員 個別に配賦いたしますが、総合原価主義と申しておりますのは、最後にどれくらい足りないかという場合に、決算からまいりますから総合原価主義をとっております。それを積み上げてまいります場合には個別の原価を出してまいります。個別の原価も出してまいります。これが基礎になります。

○片島委員 原価を計算する場合には、先ほど言われた何ばかの局に行つて、実際の能率などを現在の状況において調べて計算されたわけですか。

○浅野政府委員 郵便局は全部で一万六、七千ございまして、そのうちの七百八局を抽出いたしまして、一年間に二回、一週間ずつとりまして、抽出理論によりまして作業能率と物数を出してありますから、その点はきわめて真実に近いものが出ておるものと考えております。

○片島委員 特殊取り扱いの郵便についての原価は、全部にわたつて原価計算をしてやっておるのですか。内容証明などは一通六十円から百円に引き上げておる。こういうのはやはり原価計算主義ですか。

○浅野政府委員 サービス種類別に作業能率が出ておりますし、サービス種類別に、たとえば特殊なら特殊の通数をその局によりまして全部洗つたものにその作業能率をかけておりますから、その種類別に全部そのとおり出ておる、そのように相なっております。

○片島委員 特殊取り扱いの単位収入、単位原価、そういうふうなものを全部にわたつて現在原価計算ができておりますか。また内容証明について一枚は六十円から百円、六六%の引き上げ、こういったようなことはやはりちゃんと計算で出ておるのですか。

○浅野政府委員 正確に出ております。これは三十六年の値上げのときに御質問がございました縁に沿つて、それ以来正確にとつております。これ

は森本先生からの御質問であつたと思ひます。

○片島委員 現在の七百何局を調べて計算したといふことですが、郵便料金の値上げは国民全体に非常に大きな影響を与えるわけですね。国民経済にも大きな影響を与えるので、できるだけ慎重にやらなければならぬのですが、値上げ案を策定する場合に、現在の状況で原価計算をしてやつて、赤字だからというばかりでなく、こういう大きな値上げ案を策定する場合には、経営の合理化とか企業努力とか、あるいははむだの排除とかいふような要素も取り入れなければならぬと思ひます。

いままでやつてきたやつを、物数はほとんどふえる、いろいろな合理化もやつていく、企業努力もやつていかなければならぬのですが、原価計算をやつたほかに、そういうふうな要素は、策定する場合にどのくらい取り入れられておりますか。

経営の合理化、企業の努力によつて何%、あるいはむだを排除するに何%、こういったふうなものもやはり少し割り引いていかなければならぬと思ひます。ただいま調べてみたら、どうも原価計算で赤字だからそれだけ上げようというのではなくて、上げなければならぬが、しかしこういうこともやつていかなければならぬので、経費もやはり合理化もし、企業努力も何%し、節約も幾らずつはやつていくということで、それでこれだけにしておこう。できるだけ小幅のほうがいいですからね。その点はどの程度見込まれて取り入れられておりますか、具体的な資料があれば……。

○長田政府委員 原価計算につきましては、当時の経費そのものを抽出しまして、個々の種目別にやつておるわけでございます。将来の値上げ等の問題につきましては、企業努力をどう見ていくかといふことにつきましては、四十一年度以降の所要経費を見込みます際に、郵政省の支出の各費目にわたつて、数量、単価などをあたります際に、ただ従来の実績をそのまま伸ばしていくとかいふことだけではなく、相当の合理化の努力結果なども数字の中へ織り込んで入れておるわけでございます。

○片島委員 第一種、第二種の郵便物については、郵便事業本来の使命である信書のほとんどを包含してあるので、その優先処理、全国県庁所在地相互間にあるのは、原則として翌日配達を目標とする。これは審議会の答申にも出ておるわけですが、それはやはり大臣もそういうことを言明されたと思ひます。大体この答申、優先処理を全国県庁所在地相互間にあるのは、原則として翌日配達を目標とするが、その目標はいつごろになったら達成できるものでございましょうか。

○長田政府委員 この十月から一、二種郵便物の航空搭載を実施いたします。大部分の県庁所在地につきましては、十月一日から、切りかえについて作業に支障がほとんど起こらないように、私もこれから努力し、くふうしてまいりますわけでございますが、十月早々にもいまのような状態を実現したいといふふうに思つております。ただ託送ダイヤの關係で、ただいまのところ午前中こちらの必要な時間に飛行機がつくことになつておらない地域が一、二カ所ございまして、それから鳥取、山口のように近くに飛行場がないというところ、あるいは長野のようなところ、そういうところにつきましては、すぐというわけにはまいりません。別個のいろいろな方法を考へてまいらなければならぬと思つております。それから近隣の県庁所在地につきましては、これは都内の郵便の流れの体制を並行的に正常化してまいり、そのほかに赤自動車を増便を行つた上で、実現のできるものもございまして、大部分は前日夕刻までに

出されましたものについては、近頃等についても翌日中の配達ができると思つております。ただいまは航空ダイヤのほうの検討を十分しております。引き続き専用自動車の便の検討にもすぐ取りかかりたいと思つております。その上でもう少し固めてまいります。大部分のものについては十月から、遠距離の飛行機を使うものは十月一日以降、残りのものについては、これから並行的に作業しまして、できるだけそれとあわせて行ないたいと思つております。場所等によりまして、若

千のズレはあるかと考えます。

○片島委員 第一種、第二種郵便物については来年のいまごろになったら、都道府県、県庁所在地相互間ではほとんどが差し出した翌日には配達される、こういうふうな了解してよろしいですか。

○長田政府委員 東京、大阪を基点といたしまして、それと全国の県庁所在地の大部分のところにつきましては、いまのお話のようにいたすつもりでございます。

○片島委員 第五種郵便が今度第一種に併合されて料金が改定されるわけですが、今度の改定によつて相当第五種については値上げ幅が大きくなると思うのですが、その点はいかがですか。

○長田政府委員 ものによりましては五十グラムまで五種は従来十円でございましたが、非定形の五十グラムまでは二十五円でございますから、値上げ幅もかなり大きくなるわけでございます。

○片島委員 五十グラムまでは十円のもの、二十五円、五十グラムをこえて五十グラムまでのものは従来ならば二十円、これは五十グラムをこえてですから、従来ならば二十円から刻みで上げていきますと百十円になりますね。二十円から百十円になるのが今度は二十五円にプラス十円ですから三十五円から百二十五円。二十円から百十円が三十五円から百二十五円。五十グラムをこえて一キログラムまでのものは、従来は百二十円から二百十円、今度は二百円。一キログラム以上二キログラムになりまして、従来ならば二百二十円から四百十円、今度は七百円、こういうふうな重量がふえるに従つてぐんとふえていくのじゃありませんか。

○長田政府委員 従来の一種と五種を統合いたしましたので、一種の料金との比較、五種の料金との比較によつてだいたひ模様が違つてまいるわけでございます。従来五種は一キロまでしかありませんでしたから、一キロをこえますものについて従来の一種との比較だけでございます。今度はこれにつきましては今回のほうがだいたひ値下げになるわけでございます。それから五百グラムのところ、従来は百円が今度は百十五円になるわけ

でございます。問題は、五百グラムをこえて一キロまでのところが二百円という料金になるようでございますが、これにつきましては昨日の御質問にお答えも申したのでございますけれども、一つは小包料金との関係、小包と通常とが非常に入り組んで、これを従来の五種のような料金で置きま

す、小包のほうから相当通常に流れ込んでくるのではないかと。地帯別によりまして、遠いところの小包はほとんどこちらに流れ込んでくる、そういうことが考えられましたので、ある程度その点に對する配慮と、それからもう一つは、全体の料金をある程度單一化するという気持ちも込めまして、ああいう料金表にしたわけでございます。

○片島委員 小包はがきというものの利用状況はどんな状態ですか。

○長田政府委員 非常に少のうございまして、年間六万程度でございます。

○片島委員 これは私も非常に裏面、こういう制度があるというところは知らなかったのですが、小包に付着して発送するはがきというのは、小包に對して重量はほとんど関係がないくらいなものです、これはもう少しPRをするにことによつて利用を開発するというのが先決であつて、この料金に手をつけるというのはいかぬものか。むしろこれはただやってもあまり関係がないのじゃないですか。ただより少し何かもらえたいのであつて、むしろたくさん利用してもらえたいという方策を検討するほうが先決ではないか、どうですか。

○長田政府委員 小包の中に信書を入れてはいけないのだというところから徹底した周知とあわせまして、これ自体の周知にも十分でない面もございまして、これからさらによく周知をはかりたいと思つております。

○片島委員 まだ利用がほとんどされてないわけですから、料金に手をつけるよりも利用を開発するというのが先決問題じゃないか、こう聞いておるわけですか。

○長田政府委員 従来これはやはりはがきという

考え方で私もおりますし、変わったはがきでもございまして、調整費等の関係で一元もらつてい

るわけでございます。はがきという考え方からしまして、はがきの料金に近づけるというたてまえを今度とつたわけでございます。

○片島委員 答弁はそれでよろしいでございますが、しかしそれを値上げしても利用者があまりないというところになれば、増収対策にはならぬわけですよ、たとえ値は安くても。ほとんど重量には関係がないのだから、むしろ利用開発ということが先決問題だ、こう言つておるわけですか。答弁はあなたの答弁でもよろしいでございますが、しかし実際はそういう気持ちでやらないと、利用がふえなければ、これは料金いじつても——私なんか相当詳しいほうでもこういう制度があるのを知らなかつたのですから、もつともつとわれわれぐら

いというよりも、もつと周知ができるように今後努力をお願いしたい、こう思ふのです。

それから往復はがきについての取り扱いについてですが、往復はがきもやはり形状なんかを少し広げるということですが、この取り扱いについて

は検討をすべきであるという答申が出ておるわけですか。どういふ検討をされておりますか。

○長田政府委員 往復はがきにつきましては、実ははがき二枚分の料金にしておるわけですが、往信の場合は返信をくつつけてまいりますので、機械にかけるのにもあまり適してない。それから物自体も普通のはがきよりもよいものを持つておるといふことから、料金をはがきの二倍にするよりももう少し高くすべきではないかというよう

なことなどが論ぜられたのでございまして、これも全体の通数もそう多くございませぬし、また会合の通知とか、そういう形の便宜に利用してもらつたために二倍以上の料金にすることを今回は差し控えたわけでございます。

○片島委員 第三種、第四種、普通書留、簡易書留等に関する料金について、審議会の答申と異なる料金を設定せられたのはどういふ理由でありますか。

○長田政府委員 郵政審議会の答申と異なる料金をつけましたのは、簡易書留、それから第三種、第四種のうち通信教育と農産種苗、それから書留

速達でございます。

簡易書留につきましては、審議会の答申は現行据え置きということでしたが、全体の収入を確保するという観点から十五円にいたしました。しかし現在のように印刷費等を二円加えることはしない、そういうふうにいたしましたわけでございます。

三種につきましては、審議会の答申は、現在二つのグループ、月三回以上にその他というふうに分かれておりますのを、日刊紙、それと月三回以上、その他と三段階に分けるといふようなことと

でございます。これにつきましては、現在日刊紙以外のものも、三種認可という点では全く日刊紙と変わりがないということ、それから日刊新聞と違

いまして配給網というものを持っておらないというところ、利用者の負担に事実上なつていふことなどいろいろ考慮されまして、三つの段階に分けることは今回は差し控えて、今後の検討の問題にいたしましたわけでございます。

なお、低料三種の料金につきましても、これは昭和二十六年のときには一円でございましたのを、三十六年に二円に上つた。今回基礎額を五割上げて三円にいたしましたことは、審議会の答申では直接扱いに必要な程度の経費は料金にすべきであるという考え方でもございましたが、従来の沿革なり日本におきます文化的な意義などから基本

を三円にいたしましたわけでございます。

それから低料以外の三種につきましても、戦前の低料三種とそれ以外の三種との比較等も考えまして六円にいたしましたわけでございます。

四種の中で通信教育を五円にするようにという答申は、四円に据え置きましたのは、現在これを利用してゐる人たちの実態等も考慮したわけでございます。農産種苗は廃止という答申でござい

ましたが、残しまして三倍の六円にいたしましたのは、一挙にこれを廃止いたしますと非常に高くな

りますことと、それから客申の当時には農産物苗の送り主は相当の企業を営んでいる人々で負担能力もあるということ、一般の産業と同じように扱ふべきだということとございましたが、いろいろその後検討いたしましたところ、農産物種の改良という面から見ますと、この料金が非常に深い関係を持つてゐることなどもわかりましたし、日本の農産物の品種改良ということなども考えまして、四種の中には入れておく。しかし、前回据え置きでありました事情なども考えて三倍の六円というふうにいたしましたわけでございます。書留、速達につきましてそれぞれ客申より十円くらいずつ高くなっておりますのは、一方では財源の関係でございますし、他方ではまた書留、速達というものをあまり低く据え置きますと、利用数が非常に多くなりまして、そのために特殊取り扱いの特徴というものを十分に生かすことができないという面なども若干ございますので、それらを考慮いたしまして、客申より十円ずつ高いたしましたようなわけでございます。

○片島委員 一種、二種の航空機搭載は先ほどお聞きしたのですが、全部の速達郵便物の航空機搭載についてはどのようなお考えでありますか。
○長田政府委員 小包の速達を航空機に載せるかどうか、また検討中で結論が出ておりませんが、それ以外のものにつきましては、速達郵便物は航空機を利用できることは全部搭載するというつもりであります。

○片島委員 審議会の客申では全部の速達郵便物の航空機搭載を考慮せよ、こういうことを言っておるわけですか。またそれを検討してないのですか。
○長田政府委員 小包につきましてははい、もう少し検討してみたいと思っております。

○片島委員 内国郵便料金の改正によって外国郵便料金も影響を受けてくると思うのですが、その点はどうですか。
○長田政府委員 外国郵便の料金につきましては、実は一昨年の条約改正によりまして運送料等を相当高くするという事情が新しく出てまいりました

ので、それについての改正も若干行なわなければならぬ状態でございます。これにつきましては七月一日ごろから、率はそれほど大幅ではございませんが、若干の値上げをいたすことにならうかと思ひますが、国内の料金との関係におきましてもごく近い場所等の料金を少しまた引き上げる必要も出てまいるかと思ひます。

○片島委員 料金の改正によって、郵便物の種類別に、いままでの扱い料に変化が出てくるのではないかと。たとえば言いますと、一種と五種を統合するといったような場合、いろいろ料金の関係で利用する人はこれを利用したほうが得だ、こういうふうな考えられるわけですか。そうした場合における郵便物の種類別にどのような変化が起きてくるかは計算されておりますか。
○長田政府委員 相当の変化が起ることが予想されますのは、一つは書籍小包でございます。これは全国均一料金にいたしましたので、現在の五種のうちの書籍、それから従来の一般の小包で送られたものがある程度書籍小包になるかと思ひております。書籍小包の数量の予想は大体二千四百万くらいかと思ひておりますが、現在の五種から九百万くらいに移るものにならうかと思ひます。もう一つの大きな動きは、新しい一種の中で、先ほどお話が出ましたが、非定形の料金が相当高くなつております。現在非定形のものがあるいは重いものが定形化しあるいは軽量化する、そういうことは当然起こるかと思ひます。定型化したしまたものを三億通ばかり、それから軽量化するものを約二千万近く予想しておるわけでございます。

○片島委員 郵便切手やはがきなどは、末端の窓口に行くまでにどういう経路をたどつて末端の売りさばき所、無集配特定局に配給されておりますか。
○長田政府委員 印刷局の工場から受け取りましたものを、全国で二百数十局配給局が指定してございまして、そこに本省の資材部から送りつけまして、そこからさらに郵便局へ配給し、売りさば

き所に対しましては郵便局から配給し、売りさばくわけでございます。
○片島委員 そうすると、たとえば普通局とか、あるいは指定郵便局とか、そういうところには関係はないわけですか。その二百幾らのところから直接各局に行くわけですか。
○五味説明員 切手の配給につきましては、全国二百二十局の配給局を通して配給いたしております。それは統括局ということに關係なしに、配給の便宜から本省から直接全国二百二十局へ送付しております。

○片島委員 その二百何局から今度は直接無集配局の窓口へはどういう経路で行つてゐるのですか。売りさばき所にはそこから直接配給しないのでしょうか。本省から二百何局の局まで行くことを聞いてゐるのじゃない。それから先はどうなるのか、こゝろ聞いておるのです。
○五味説明員 配給局から各集配郵便局、集配郵便局から各無集配特定郵便局へ配給しております。
○片島委員 今度はがきの要らないようになつたやつを取りかえるということになつたのですが、大体はがきを買ひ受けて差し出さない数量というのは、書き損じ、誤印刷、印刷し過ぎて要らないもの、往復はがきの返信を出さぬもの、いろいろあると思ふのです。その数量は全体でどのくらいありますでしょうか。
○長田政府委員 年賀はがきなどで推定いたしますと、発売されたものと実際にそれが郵便物として出てきたものとを比較いたしましたら、全体の官製はがきのうち四千万程度が書き損じないし印刷しそこないになつてゐるものというふうに考えます。

○片島委員 切手とはがきに分けて、年賀はがきじゃなくて全体として、切手も使われないのがあるでしょうが、売りさばきと、売るには売つたが使用できなかった、取り扱ひはしなかつたというものの差はいまどのくらいありますか。
○長田政府委員 実は切手につきましては例の郵便家の關係もございまして、なかなか把握が困難

でございます。特殊切手につきましては長い目で見て四〇％程度は残るのではないかと、いろいろに考えております。はがきにつきましては、年賀はがき、普通のはがき全体を通して、先ほど申し上げましたように四千万程度というふうに推定いたしております。

○片島委員 普通の切手でも使われないのがずいぶんありやしませんか。
○長田政府委員 当然若干はあるかと思ひます。
○片島委員 若干あるじゃわからぬ。どのくらいあるかと聞いてゐる。
○長田政府委員 なかなかいふ数字でお答えできるほどに把握いたしておりません。
○片島委員 書き損じなどのはがきをやるのを、會計の關係とか、何と言ひますが、売りさばき所で取りかえ、無集配特定局でも、集配特定局でも取りかえて持つてきたのを確認したならば、その分だけは新しいやつと取りかえてやるということはどうしてできぬのですか。
○長田政府委員 実は売りさばき所につきましては、現在のやり方そのものも、ある意味では変則と申せるわけでございます。切手やはがきを配給する、官品をそのまま配給してそこで売つてもらつてから手数料をあげるというやり方、当然考えとしては考え得るわけでございますけれども、それを現在のように売り渡してしまふというやり方をとつておりますのは、これは事務の簡素化にはかならないと思ひつてございまして、今度引きかえを売りさばき所でもさせますと、こちら側の売り渡したものでないものを渡し、それを書き損じのものとの交換し、それに伴います一枚あたり二円の手数料というものは、これはいわば公金でございますが、それを保管しておいてもらつて郵便局へ持つてきてもらふ。そういうことになるわけでございます。現在、売り渡しという一番簡単なやり方をとつておりますことなどを考え合わせましても、今回書き損じはがきについて売りさばき所にもさせるといふことはとてもできないというふうに、物理的ではなしに全体の事務の処理

等から考えましてまず不可能というふうに考える次第でございます。

無集配局にまでという点についてでございますが、御承知のように、都市内の無集配局等は、もう日常の業務を遂行するのにも手一ぱいで、場所も狭いところが多うございまして、そういうところでは——実は販売用のものと交換用のものとに分けて、また受け取ります手数料も一般の蔵入等の区分、そういうようなことも考へ合わせまして、私も集配郵便局、普通局及び集配特定局、以上に限定したいというように考えておるわけでございます。

○片島委員 数量をあまりふやうにまとめなければならぬということになりますと、一般国民大衆は何も影響がなくて、郵便物の大量差し出しをやっておるようなところしか実際問題として恩恵を受けないわけですね。書き損じを三枚なり五枚持つておつても、それを取りかえてくれないということになれば、一般の国民大衆にあまり影響のある今の改正じゃございせんね。

○長田政府委員 確かに仰せのように、一枚から交換するというのが利用者の関係では一番望ましいわけでございますが、郵便局の手数というものが、あなたが私どものかつての面ばかり申すのではなく、結局コスト等にも響き、ほかの業務をさばっていくということにも影響するという観点からいたしまして、ある程度までとめてもらうというふうにしたいと思つたわけでございまして、なお、少しさしでございましてございましてけれども、農村等、都会でもそういうことはあり得るかも知れませんが、学校などが機械を買うとか、修繕代を確保するといふような観点から、この問題などを取り上げて利用してもらへば非常にしあわせなんじゃないかといふことなども考えている次第でございます。

○片島委員 一般の大衆はそんなに書き損じなんかを何枚も持つてということではございません。だからめんどろくもしれませんが、まともなまで待つちやおれぬわけですね。まともなほうは、郵便局でいつまでもたまるまで待つておけばいいのであつて、一枚でも三枚でも五枚でも来たならば、その分は処理しないでもそのまゝにしておいて、あとであなたのほうの内部手続でやればいいことであつて、一般大衆には、ほとんどこれは影響のない改正でしよう。こういうことを案としておるような、大量のところは役に立ちますしうけれども……この点につきましてはさらに検討してもらいたいと思ふのですが、大臣いかがでしょうか。一般国民大衆を対象としたものでなければならぬと思ふのです。

○都田政府委員 お気持ちよくわかります。ただこれはなかなか踏み切れませんでしたのは、やはり会計手続と、窓口事務、これは、踏み切りまして、くつついておる問題なんぞございまして、それでは政府委員の申しましたように、何か制限をつけなかつて手続的にむずかしいものがあるのにならうかといふことでございます。しかし検討の余地のある点は検討したいと思ひます。

○森本委員 非常にむずかしい、むずかしいと言つておるのですが、それでは各郵便局で郵便切手、収入印紙を売りさばいた金額、その日その日の料金収納はどういうふうにして納めておるのですか。

○浅野政府委員 その局の分任出納官吏が全部取りまとめをいたしております。

○森本委員 取りまとめでどういふふうに報告しておるのですか。

○浅野政府委員 電報をもちまして……。日報にもつけますし、両方でございまして……。日報にいうことについての会計については、すべて日報面を通じて本省は全部これを統括しておるわけだ。だから切手、収入印紙、はがきについては、その日の日報の、ちゃんとした料金収納なり切手収納のところに入つておるでしよう。収納の中に……。どうでしょう。

あてに通知いたしております。両方でございまして。○森本委員 それは各郵便局が直接電報でやつておるわけかね、そんなことやるかね。○浅野政府委員 日報がたてまゝになつております。電報のものは内部問題でございまして。○森本委員 電報といふのは、各一何千の郵便局から本省に電報を打つておるのかね。○浅野政府委員 訂正いたします。日本銀行局だけが電報で知らせております。他の各局は分任官が日報によりまして報告いたしております。○森本委員 これを取りかえたときでも、日報面において一項目ふえるだけのことであつて、それほど取り扱いが手間どろろといふことではないと思ふ。おそろくあなたも窓口をやつたことがないから知らないだらう。私は三年間替貯金の窓口をやつておつたからわかるが、これはそんなに不便なことではないのです。ただ日報の一種、証憑書類に一項目ふえるだけなんだ。確かにそれだけめんどうくさくなつてくるけれども、しかしそれはその大したことでない。だから毎日の日報にそれを記載するといふことで、月報と年報に変わつてくる。窓口をやつてもそれだけの違い。それをどうしてそんなにむずかしい、むずかしいと言ふのか。君は実際にやり方を知らないだらう。むずかしい、むずかしいと言ふけれども、日報をつけたことをやつたことがないんだらう。私は三年間つけたことがあるんだ。日報に一つ項目を起せばいい。それはどこにむずかしいことじゃないです。確かにそれだけの労働時間を見てやらなければいかぬ。それだけの労働力を見てくれと全通は当然言つてきます。しかしそれを全国的に労働力に換算をしたら、そんなにいなかのほうでは計算が出てこない。あなたの方のほうはわれわれがやかましく言つておるが、○一、○二という算術のはじき出し方をしておる。それでではじけおそらく郵政省で○一か○二しか出てこない。集配局でも一出るころはほとんどないんじやないか。年賀はがきのときでなければ……。そういうことを考えた場合には非常勤で相当やればいい。

これはむずかしいむずかしいと言つておるが、一番むずかしいと感じておるのは本省だらうと思ふ。本省がややくしくしてしようがないんだ。その報告が来た場合にめんどろくさいから……。現業で実際に取りかえるところは、あなたが言つておるほどむずかしいものではない。どうなんですか。それは経理局長だよ、担当は……。そうなるべくと、郵務じゃない。経理が貯金だよ。

○長田政府委員 経理局のほうとも打ち合わせをいたしまして、交換の手続の検討もしたわけでございまして。窓口へ持つてこられましてからそれを交換し、金は出納官吏に渡し、現物はまた別途保管しまして郵政局におく、郵政局で最後に、蔵入蔵出とも関係しますから、はつきり焼却処分をするわけでございしますが、そういうのを詳細に経理局と共同して手続も考えましたのですが、確かに仰せのように、いなかの無集配局、農山村の無集配局等ではふだんそれは事務が立て込んでいないといふこともございましてしょうけれども、都市内の無集配等になりますと、現在狭くてどうにもならない。実は窓口のうしろに窓口の補助をつけたりして人を配置しているところなどもございまして、こういうようなところに、ことに年末始などの繁忙期にこの事務が加わつたりいたしますと、非常に混乱が起きるのではないかと、そういうことも考慮して、先ほど申し上げましたような考え方をいたしたわけであります。

○森本委員 どうしてこんなことが起きるのですか。向こうからはがきをかえてくださいといつてはがき持つてくる、こちらから新しいはがきを出す、そうしたら証憑書類としてはがきが残つておる。二円は現金蔵入として入れていいわけだ。何にもめんどろくさいことはない。これは普通の貯金より簡単です。自分がやつたこともないくせにめんどろくさくてなかなかできぬ、できぬといふような言ひぐさはない。私は現にやつてみて、それほどのことはない、貯金を引き出したりあるいは貯金を預入するより簡単ですよ、証憑書類が残るのだから。あとで窓口を締めて計算をするのもで

きるわけですよ。それでしょう。二円の手数料の現金をもらっておけば、日報を締めるときに、実際にそれではその書き損じたはがきが何枚あって、その枚数と、こつちにある現金で入った二円の切手の現金が合えば、その日の締め切りはきちんとしてくれるわけですよ。それから、それほど立て込んでめんどうくさいということにはならぬですよ。証拠書類が残るのですから。その証拠書類もわざわざ書いてつくった証拠書類じゃない。

〔佐藤(洋)委員長代理退席、委員長着席〕

貯金とか為替と違って、一々書いて残る証拠書類ではない。書き損じたはがきを持ってきておけるのだから、それが郵便局に残っておるわけですよ。だから、最後に日報を締めるときに、書き損じて交換をしたはがきが何枚ある、それからその手数料の二円が入ってきたものと合計すればいいわけだ。間違っておいたら、窓口で一枚、二枚違っておったことになる。しかし、そういう間違

い。これは私ははつきり最後になって念を押すから……。これはもう一べんいま私が言った内容を、みんな知らぬ人ばかりだから、一べん現場の取り扱い者と呼んでよく聞いて、やれるものかどうか検討してごらんない。おそく窓口の人は、手当をくれればやると言いますよ。金を出さなかつたら、これはむちゃです。それはやはり手数料が二円入ってくるなら、それだけの手数料を出してやつてごらんない。窓口はやりやす。これはまだ相当審議時間はかかりますから、いま片島委員が言ったことについてはひとつ十分に検討してもらいたい、こういうことです。

○片島委員 どういうふうにすれば中がわかるかというわけですよ。それはわかるからぬという問題よりも、むしろこういうものを入れてもらわないうようにするための規定だということなら話はわかるんです。しかしそれがわかる方法がないじゃないですか。千円札をかたい便せんに折って入れた場合にどうですか。

して袋に入れてあげるとか、そういうようなことを手配いたしましたして、つり銭が要る量をできるだけ少なくするようにこれから努力してまいりたいと思いますが、つり銭のアルミ貨それ自体につきましては、はがきの料金を七円にすることにしまして、大蔵省のほうと交渉いたしまして、大体一年間に必要とあらば十億枚程度はのために用意をするというふうな話でございます。これを郵便局あるいは売りさばき所までどういうふうな形で持っていくかということにつきましては、実は現在までまだ多忙に取りまぎれて具体的な方法を研究しておりませんけれども、郵便局あるいは売りさばき所までどういう一円アルミ貨が、必要な数が配れますように、これから関係の向きと協力しまして努力いたすつもりでございます。

○長田政府委員 硬貨などが入っております場合とか、あるいは通信販売的な事業をやつておる人

○片島委員 一つだけ最後に聞いておきますが、

○片島委員 末端の私たちは、三円もらつたら

これはやはり臨時受けとして入れるわけでありますから、足りなかつたら足りないとして本人が弁償する、こういうことに窓口はなつておる。それをどうしてそれほどやりにくいのかね。郵便局長、経理局長、貯金局長、保険局長、関係があるのだから答弁してもらおう。実際は貯金局長の担当になつておる。そんなにどうしてめんどうくさいかね。これは私はやつた経験から言つておるから、やつたことのない人にはわからぬ。

○長田政府委員 仰せのような面も確かにあります。時期や頻度の問題とも関連いたしまして、そのようなことからしまして、私ども先刻御説明申し上げましたようなやり方にしたいというふうに考えたわけでございますが、先ほど大臣も申し上げましたように、さらに検討をすべき点を検討を加えてまいりたいというふうに考えております。

○長田政府委員 硬貨などが入っております場合とか、あるいは通信販売的な事業をやつておる人

○片島委員 硬貨などが入っております場合とか、あるいは通信販売的な事業をやつておる人

○森本委員 いま私が言ったような内容です。それから、実態はもう少しよく検討してみ、さらに前進する方向に、ひとつ早急に検討してもらいたい

○長田政府委員 硬貨などが入っております場合とか、あるいは通信販売的な事業をやつておる人

○長田政府委員 硬貨などが入っております場合とか、あるいは通信販売的な事業をやつておる人

○長田政府委員 硬貨などが入っております場合とか、あるいは通信販売的な事業をやつておる人

もらわなければいぬ。これはいまから検討する
という問題ではなくて、法律をつくる時にはも
うちゃんとこういうことはきめておかなければい
かぬと思うのですが、どうですか。大臣、どうで
すか。政治問題ですよ。

○郵務大臣 私も、大蔵省が用意するとは言い
ましたが、売りさばき所を持つていくのはどうな
るのだというところで実は内部も苦勞をいたしてい
るようでありました。したがって用意はいたしま
すけれども、やはりおっしゃる通りに袋をこしらえ
るぐらいのサービスをして買っていたらどうかとい
うようなことに、十枚入りというような袋をこし
らえまして、ほかにも使えるぐらいの袋にした
らえまして、ほかにも使えることも考えるので
すが、どのぐらいの値段でできますか、売りさば
き所でも袋のようなものを用意しておいてお互い
の便利をはかるといふようなことはぜひ考えるこ
とにいたします。

○片島委員 じゃ本日はこの程度で終わります。
○砂原委員長 午後二時より再開することとし
この際、休憩いたします。

午後二時五十四分休憩

午後二時二十八分開議
○砂原委員長 これより再開いたします。

郵便法の一部を改正する法律案について、質疑
を続行いたします。大衆委員。

○大衆委員 郵便料金の値上げの法律の改正が出
ているわけですが、諸物価が高くなっている
ときに、いろいろこういうような処置になると
いうことはわからぬでもない。というのは、私ど
もこの党に所属する大阪の市長とか横浜の市長も、
また電車賃の値上げなどということを言つて、社
会党本部に来ておられるわけですが、実際問題として、
そういう市の市長というよりも、いろいろなオー
ルマイティの権力を持つておる政府が、こういう
ように公共料金を値上げしていけば、非常に諸物
価にはね返るだらうと思うのです。したがって、

公共料金の値上げと物価値上がりとの関係、ある
いは郵便料金と物価値上がりとの関係は、どうい
うようにお考えになっておられるのか。特に自民党の
大臣として、それをまず初めにお聞きしたい。

○郵務大臣 物価については、総理がたびたび
御答弁申し上げておられますように、さしあたり
五割台の上昇に、あらゆる物価対策を講じて押え
まして三年くらい後には三割台まで引き下げる目
標で、またこれが可能であると考えておると、お
答えしておるのではありませんが、公共料金の引き上
げについては、確かに慎重にいたさなければなら
ぬ問題ではございません。ただ、御承知のように、
郵便料金については、家計調査を見ましても
○・一四、これがこのたびの引き上げで○・〇二
くらい上がりますか、○・一四が○・一六ない
し○・一七くらい家計費に響いてまいる見当でござ
います。したがって、これが○・一六か○・
一七にはなりましようけれども、それは四十一年
度の家計調査の歳出の総額がどのくらいになる
か、これも伸びてまいると思ひます。したがって
して、ほとんど率では影響のないくらいに影
響はないだらうか。しかし、これが心理的に影響す
るというようなことは、もちろん考えなければい
けません。それではありますから、当初よりもでき
るだけおそく、二八・八割ということにいたしま
した。とにかく郵便料金そのものは、公共料金の
値上げの中で、それほど数字に出てくるほどの値
上げ幅を持つていない、これが物価全体に影響が、
気持ちの上では別といたしまして、数字の上では、
出てくるということにはならない程度だらうと考
えております。

○大衆委員 郵便料金は○・一六あるいは一七と
すると、ほかの、たとえば米とか鉄道運賃あるい
はいろいろの比率というものは、郵政省としては、
あるわけではあります。

○郵務大臣 そういたしますと、私はいま家
計調査で申し上げましたが、この○・一四をC
PI、消費者物価指数に直しますと、御案内の
ように、家計調査の中の小さいものは省きます

から、○・二というのが、消費者物価指数に占め
ておる通信費の割合でございます。これを、ただ
いま申しましたCPIを家計調査から割り出し
てまいりますから、そのCPIで見てもいいま
す。郵便料金は○・〇六の引き上げに、平年度
ベースでなるかと思ひます。それを今度、国鉄運
賃で見ますと、同じような比率で見てもいいま
したときに、国鉄運賃が○・三、米価では、配給
米を見ますと○・五というものが、平年度ベースで、
おおむね物価指数に及ぼす影響かと考えておりま
す。

○大衆委員 そういふ数字は計算上出るだらうと
思ひます。昨年上がったのは、おそらく米とあれ
だけだらうと思ひます。ところが今年度は、鉄道
運賃も上がる、郵便料金も上がる、ほかの健康保険
も、もし改悪案が通れば上がるということになつ
て、どんどん上がつてくるだらうと思ひます
が、何か物価の値上がりを押えるために、公共料
金をどうしようとか、そういう議論は、閣議あた
りでないわけではあります。

○郵務大臣 現在、郵便料金の例で見ましても、
相当長い期間料金の据え置きをいたしました。し
たがって、閣議でのいふ問題にいたします。点
やむを得ない公共料金について、最低限度の幅と
いふものを一方で見ながら、その企業の合理化と
いふものを極力進めてまいらなければいけません。
それから、ことに機械力によることの少ない事業
については、できるだけ機械力を導入すること
によつて、将来の支出の膨張を可及的に押え
るというように、一口に申せば、合理化と企
業努力であります。公共事業といふものは、どう
してもそれを徹底していかなければいけないの
は、政府があらゆる面から物価対策、ことにCPI
Iに出てまいりますのは生鮮食料品の問題が一番
多いのでありますから、生鮮食料品についての対
策を特に気をつけてまいるというように、閣
議ではしばしば検討をし、またそれぞれの主管庁
で、その準備をいたしておる状況であります。

○大衆委員 野菜とか魚とか、いろいろの生鮮食
料品をいかにして安く保つかというようなことは
あるとしても、ほかにはないのではありませんか。物価
がこうどんどん値上がりする、公共料金もまた、原
因が結果かは別として、どんどん上げていけば、だ
んだんこれは上がつていくのであります。その
辺の方針といふものは何もないのであります。

○郵務大臣 一番CPIで影響のある生鮮食料
品のことを申したのであります。それはもちろ
ん流通機構全体の改善、したがって、中小企
業でいへば、中小企業の近代化、合理化というよ
うなことはもちろん大事であります。公共料金
につきましては、物価との関係では、どうしても
経営の合理化をはかつて、値上がり要因をでき得
る限り事業そのもので吸収していくことを、それ
ぞれの事業で考えようということ、問題を公共事
業に限つてまいります。要点はそれだと思ひ
ます。事業それ自身が、値上がり要因を可及的に
吸収いたすということだと思ひます。したがって
して、たとえば郵便事業について考えますならば、
郵便事業は、全体の郵便料金を御負担の方のう
ちで一分五厘くらいが、一般の大衆と申します。か
家庭生活をやってる人、残りのものは大企
業等についている。そうしたことを考えながら、
したがって今度の、種類、体系を整備、定形、非
定形とするのも、そういうことのあらわれであり
ます。そういうことによつて値上がり要因を吸収
していくという努力は、当然私も考えておる
こととでございますし、その方向で郵便事業を見
ておる次第でございます。

○大衆委員 そうすると、いまの政府には、今後
何とか企業の合理化、機械化によつて、公共料金を
を値上げすまい、こういう考えはあるわけであり
ますけれども、いうところの米なり国鉄なり通信
料というものを、物価値上りの要因になるから
押えよう、こういう考えは、いまの段階において
はないわけではあります。

○郵務大臣 これも当然御理解いただける点だ
と思ひますが、公共料金というものを、据え置い

たなりの状態ではおけないことは、もうごらんのとおりでありますから、こうやってある時期に公営共料金の改定をいたしましたら、それによってでき得る限り合理化することによって、今後可及的に値上りの必要の生じてくる期間をあとにおくられて、そうして安定さしていく。ことに三力年後くらいに物価の上昇率を三％くらいに押えるといいたしますと、その努力が必要であります。いま申しました企業努力で事業自身が吸収するということが、物価の値上りを押えていくという努力でございますして、こしらへましたのは、それぞれ、国鉄にいたしましたも、郵便にいたしましたも、もうやむを得ない情勢で、改定をお願いしたいというわけでございます。

○大業委員　しかし、何か漏れ承るところによると、来年は電話料金も、七円のを十円にする、こういううわさが盛んに流れているわけでありますが、来年値上げをするというならば、その前に、値上げしないような方向というものは——たとえば電電公社なら電電公社に対して、大臣のほうからは、極力値上げをしないように、何かの方向はないかといったような指示なんか出しているわけでありますか。

○郡国務大臣 電電公社については、調査会の答申が出ております。佐藤調査会の答申は、相当周密なものが出ておりますけれども、むしろ公社として、必ずしもその調査会の答申がこれからの経済動向を——無理もないので、非常な激変期にこしらえたものでありますから、公社自身が自分の考えて、一体どうしてこれからの長期の見通しになるか、それをまずこしらえてみる、客観的にものを考えて、一体どういうことになるか、もちろんその中には、ことに公社の場合には、企業努力による部分が多いのであります。また合理化による部分が多いのでありますが、そうしたものを加えながら、一体どんな経営の見通しになるか、経営の現状を、もっと調査会よりも、公社自身がこしらえて、まず判断の素材にしてくれることを、いま公社に要求しております。

○大柴紫員 大臣の説明を聞いていると、とにかく物価の値上がりを押えるために、公共料金の値上がりも押えるのだ、こういうものの考え方がななくて、たとえば郵便料金は○・二だとか、あるいは国鉄は○・三だとか、それぞれ、運輸省は○・三だからこれは値上げしたっていいじゃないか、米のほうは○・六だからこれもたいしたことはないじゃないか、郵政のほうは○・二だからたいしたことがないじゃないか。たいしたことがないじゃないか、ないじゃないかが積み重なって、結局それぞれ政府の公共料金というものがみんな値上がりしてくる。そうすると、それによって物価の値上がりというものも大きな影響を受けるだろうと思いますが、何かそこに、とどめを刺すために、こういうふうによつて押えるのだというような思想はないわけでありませんか。

○都国務大臣　公共料金、物価のこと、その場でこうすれば押えるという方法は、これをすれば、結局、先ほど申しました、事業自身が吸収をして値上がり要因を省いていく、これからそういう努力で省いていくということが一番端的な、そしてまたそれ以外は私には方法はないものだ、たとえどうしても収入は不足する、しかし一般会計から入れる、税から持っていくということなら、それはさしたつての解決にはなります。しかしながら、そういうことでなく、事業そのもので、どうやって値上がり要因を押えていくかということであれば、ある時期に必要なものは見てやって、そうすることによって、事業全体の今後の値上がりを押えていくということがむしろ唯一の方法で、それ以外にはないんじゃないかと思えます。

○大衆委員　どうもこれはわれわれの見方が知りませんが、いまの政府は、物価を安定させるためにあるのでなくて、値上げをするためにあるような気がするのですよ。こういうふうなことは、いずれ総選挙も近いと思いますから、総選挙でお互いが論争することにして、次に進めますけれども、いままで一種が十円、二種が五円という値段であ

りまして、それをおそらく十五円なり七円というのに値上げするのでありますが、はがきなり手紙が十円なり五円という原価計算は、どういうところに基づいているわけですか。手紙から説明してください。

○浅野政府委員 十円の手紙を原価計算いたしますと、三十九年度で見えますと、八円六十二銭でございます。それからがきが五円八十六銭、こういうふうになります。これを出します過程を申し上げますと、七百局余りの郵便局を選び出しまして、その郵便局でまず配達、差し立て、こういった部門別に、勤務時間によって郵便局の経費を割っていくわけでありまして。そして、差し立てなら差し立てで分かれてきました経費を、今度はその過程にかかったがきの通数を全部数えて、数えよましたその通数に、差し立てでは一体何分何秒を要するか、これは厳密にはかっております。

その平均の作業能率をふっかけまして、トータルした計数が出てまいるわけであります。その計数に

よりまして、差し立て過程において、一種である手紙には何秒、配達ではどのくらい、手紙にかかったものを全部出してくるわけでありです。そこで、少なくともその量において、手紙に要しました時

間は全部出てくるわけにあります。それを今度は経費で割りまして、その局における手紙に要した

費用を出しております。それを今度は日本じゅうにならしてまいります。七百局で出ました分が、

これは各層別に全部出しておりますから、推計理論と申しますか、標本理論と申しますか、そう

いった面からまいますと、大体日本じゅうで公平な一つの準拠が出てまいります。それで全部合

わせました費用を全物数で割りますから、はがきなり手紙なりの値段が全部出てくるわけであり

ます。こういう作業場が日本じゅうにあるところ
におきまして、それからあらゆる作業場を通る郵

便物というものを原価計算していくときには、これは最良の方法である、こういうふうに考えます。

○大柴委員　出し方は局長さんのおっしゃるとおりわかるわけですが、印刷代が幾らとか、

人件費がこの段階で幾らとか、あの段階で幾ら、そういう勘定というのはいないわけでありすか。

○浅野政府委員 印刷代におきましては、今度は貯蔵品、あとで現場の段階が出てまいります、今度は日本じゅう全体の管理費というものをそれに足すわけであります。その管理費の中には、そういういた現場に流れていきます紙代、こういういた貯蔵品に使っておりますお金、それから郵便を運搬します運送費、集配運送費と申しますか、こういったものも同じ率で割りかけておりますから、流しました場合には公平にわたるように、そういう運搬費から資材費から全部かかっておるわけでありす。人件費等は現場において全部かかっております。それから共通要員の人件費等は、管理費としまして、あとからその比率にかける管理費の中に入っております。あらゆる経費が集約されておる、こういうふうになっております。

○大柴委員 それはよくわかります。わかりますけれども、八円六十二銭なり五円八十六銭の、もう少し数字的な根拠というのはいないのですか、という事です。なければいけないのです。

○浅野政府委員 たとえば一通当たり八円六十二銭と出ましたものを、現場の局において割り掛けられますものは七円九十五銭、それから管理部門において、先ほど申し上げました紙代とか集配運送費をも入れました管理段階で出てきますお金は、平均で二円八銭、こういう形で、八円六十二銭が出てくるわけでありす。それから現場の局においては、局内において一体幾らか、配達においてそのうちで三元九十五銭かかっておる、こういうふうに、各段階別に、各種別に全部お金は出ておる。

○大柴委員 そこにあるわけですか。——それじゃそれは資料にして出してください。

○浅野政府委員 それでは、後ほど差し上げます。○大柴委員 今度二円と五円値上げをするわけでありす、その数字的な根拠というのはどういうことでありすか。

○淺野政府委員 個別に見てみました場合には、たとえば封書が八円六十二銭、これが四十年程度は十円幾らと、こう上がつてきておりますが、これをどう表現していくか、これは過つて次に郵務局長から御説明申し上げますが、この経費は総括原価ということで、トータルをそれぞれの種別に配算する、こういう形でできております。

○大柴委員 トータルでそうなるというが、トタルの前に、部分的な材料でどういうようなトタルになるんだ、ということを書いてくれませんか。

○長田政府委員 個々の種目別の原価というのも重要な参考になるわけですが、全体の料金をきめてまいります際には、全体の経費を全体の収入でまかなえる範囲というのをめどにしてやります。その際、どの種目はどのくらいにするかということにつきましては、たとえばはがきにつきましては、先ほど経理局長から申し上げましたようなやり方で原価をとりますと、四十一年度の予算に基づく予想でございますが、四十一年度は六円九十一銭になるわけですが、おそろく四十二年度、四十三年度をとってきますと、さらにこれが高がつてまいるわけですが、はがきにつきましては、全体の郵便物の中で占める比重も非常に高くなっていますし、これが原価をあまり割るということであれば、ほかのほうにかぶらせる金額が非常に多くなざるを得ませんので、ほぼ原価を償い得る、しかし一般国民が使う率が非常に多いというところから、七円くらいに押える。一種のほうにつきましては、利用価値、コストというよりも、今度五種と一本になりますから、コストも一種と五種とまとめまして、従来の一種よりはる程度上がつてまいります。

利用価値等も考えまして、十五円ということ、三種、四種、あるいは書籍、小包等では相当原価を割つてまいらなければならないから、それらの関係もありまして、一種はある程度それを負担する。それから特殊料金、書留、速達、コストより少し高い料金になりますけれども、結局、政策的に非常に低目につきます料金をカバーする、そういうような意味で、若干コストを割り、総体では、経費をまかなえる程度の収入を得るようにする、そういうやり方で料金をきめております。

○大柴委員 どうでありますか。はがきなど、考えてみると、五円なり七円のはがきが、九州の果てまで行くから、安いような気もするし、あるいはまたいろいろの関係から、大量に扱うから、隣りに行くのに五円かかると高いような気もするのではありませんか、何かやはり数字的に、あなたの言うように、総体として政治的に割つて、二円なら二円、五円なら五円の値上げをした、こういうことになるのであります。それとも、はつきり六円九十一銭だから七円にするというようなことであります。どつちでありますか。両方あります。

○長田政府委員 全体としてまかなえ、個々の種目ごとにまかなえるという形は、事業をやっているものからしますと、一番安心のできるような感じもいたすわけですが、料金につきましては、いろいろないきさつもございますし、また三種類等につきましては、ことに日刊紙などでは、読者の負担になっているというところで、これが相当上がりますと、月額かなりの金額になるというようなことなどもあり、いままでのいきさつをからめまして、相当考慮しなければならぬというところから、かなりコスト割れの料金——漸進的にはだんだん直つていくと思ひますけれども、コスト割れの料金にせざるを得ない。やはり全体としてまかなえる範囲で、あまり無理のない形で、ほかの種目で少し持つてもらう、そういうきめ方にせざるを得ないかと思ひます。

○大柴委員 いま局長がおっしゃった、ことは六円九十一銭であるが、来年はまたまた上がるだろう——私たち考えても、先ほど申し上げましたように、これは佐藤さんどうおっしゃっているかというところは別に、これだけ公共料金を値上げして、ほかのものが値上がりしている。

そうすると、おそろく七円のはがきというものは、ことし上げたところで、また来年か再来年時分は上げざるを得ないと思うのであります。あなたの見通し、両局長の見通しで、二年なら二年上げなくてやれるのだ、あるいは三年なら三年上げなくてやれるのだ、というような判断はお立ちなんですか。

○長田政府委員 非常な大変動がございまして、これはたいへんでございますけれども、一応この料金を決定し、取り運んでまいりました過程で想像いたしました事態につきましては、お説のとおりは何とかやつてまいれるというふうに考えます。

○大柴委員 何とかやつていくと言いますが、今回改定したら、何年くらいやれますか。

○長田政府委員 これは、現政府が非常に精力的に実施しております景気対策あるいは物価対策等が、相当効果を発揮するとも考えられますので、おおよそ五年くらいもち得るのではないかと考えるわけですが、

○大柴委員 政府が精力的にやるという前提条件に立つて、五年間は、郵政当局としてはあらゆる料金を値上げしない、こういうような方針であります。

○郵務大臣 これは、お配りいたしました事業収支の見積り、また物数等も五カ年間の書いてございまして、あれに書いてございすように、五カ年間、このたびの改定をお願いすれば、事業収支が償つてまいれるという計画になっております。

○大柴委員 これはどうでありますか。いま、御存じのとおり、一年に七割なり八割なり物価が値上がりしているわけですが、貯金の当座預金なりあるいは定期預金の利子というものは、三分五厘とか五分五厘であります。ほとんど物価が値上がりして行くと、この預金の利子を値上げをするというより、これは全然お考えになつていないわけではあります。これは大臣いかがです。

○郵務大臣 いままでは、確かに物価の強い含み方ではございました。しかしこれからは、私は、ま、どんどんという、おっしゃるような意味合

いでは上がつてはまいらないと思ひますし、私は、金利全体をなるべく、どちらかと申せば低く押えていく、これは物価の抑制と同じような考え方、金利の体系は低い状態に置いてまいりますから、したがって、郵便貯金の利息等についても、大体現状というぐあいと考えております。

○大柴委員 私ここに新聞を持ってこなかったものであります。このごろよく、たとえば入学試験の一次試験が受かつたけれどもその通達がおくれた、あるいはまたどここの会社の入社試験の期日の通達がおくれた、つまり郵便が常識上考えられるような日時に配達をされなかった、こういうことがあるわけですが、この前、私はこの通信委員会、たとえば中央郵便局なら中央郵便局に、ここでもし郵便物を出せば二日目には必ず広島なら広島には着く、あるいは三日目には鹿児島、川内なら川内市に着くというように、みずから郵政省が責任を持って、窓口にそういうことを布告して、もう少し郵便配達に対する責任体制というものがつくれるものか、それはおか。私がある郵政局長に聞きましたら、それは広島や川内くらいはそういう責任を持てるけれども、東京ではどうもそういうことはできないというやうなことを言つておりましたが、今日私は、日本の国民は自分の出したはがきなり郵便なりというものがいつ着くかということについて、あまり信用しておらぬだらうと思ひますけれども、そういうことに対して、自縛自縛と言ふと変なことではあります。何かみずからをいまして、その方向へ大臣以下努力していくという具体的な方策というものはないのであります。

○郵務大臣 確かに申し上げるのとおりでございます。大柴さんいまして、送達速度、ことに東京では信用ならぬというやうな声は相当広まっています。したがって、また国会でも、東京、大阪から各県庁所在地に届ける郵便の翌日送達というやうなことをしなれば申し上げておるのでありますから、これは国

民の前に、この時刻に出してくだすった郵便物は、このところにはいつごろまでには届きますというように、おっしゃる通りに、自分で自分をいまして、それができたら、その次の約束を守って、いこうというやり方をしたいと思ひます。そういうことで、郵務局でもいろいろと方法を考案しておる状態にあります。

○大衆委員 何か一昨年も、大臣からのそういうお返事だったのではありませんか。これは大臣よりも、郵務局長、どうですか。実際そういうことは、こゝしならこゝしの夏までにはやる、あるいはできない、どつちでありますか。

○長田政府委員 差し出された郵便物を取り集め、それからまた、集まった郵便局から運送の自動車に載せ、あるいは次の郵便局から汽車に載せていくということが順調にまゐりますと、はつきり何日目の何時ごろに着くというように、お申せるわけでございます。実は先日お手元にお配りしました資料の中にも、東京、大阪から全国の県庁所在地へ着くのに要する日数等は、現在の標準速度でいけばこうなるというものを差し上げておるわけでございます。このうち相当のものにつきまして、十月一日から一、二種を航空搭載することによりまして、前日夕方までに出されたものを翌日中に配達することにしていくということも申し上げ、これにつきましても作業を現在少し始めているわけでございますが、先ほどのお話にもございまして、東京都内、大阪市内、そういうところを中心にして、そこがきまりどおり、計画どおりに、郵便が次々へ渡っていくというところが、やはり当面一番大きな問題でございます。それらにつきましても、いろいろの手を用いておりますが、二方面ポストもその一つのあらわれでございます。あるいはまた、一番郵便物が立て込みます夕方から十一時ごろまでの人員配置というものも相当考へてまいらなければなりませんし、きまりどおりの夜の十一時前後の汽車に必ず載せるようにする、あるいは今後考へます深夜の飛行機

に必ず全部のものがつなぐというような措置を、これからやってみるわけでございます。ただいま申し上げましたように、地方の県庁所在地への翌日送達、この十月一日からいたします。切にかえの際に若干の混乱があるいは起こるかも知れませんが、その混乱も極力起こらないようにいたしまして、十月一日から、ともかく大部分のものが翌日は届くという形にしたい、それをして、しっかり定着させ、東京とその近郊、近県との関係につきましても、郵便のことばで申しますと、結果と申しますが、それを正して、はつきり履行するということ、今後の郵便の最大眼目として努力してまゐるつもりでございます。要員等につきましても、そういうために使います定員は、若干四十一年度予算で成立しておりますし、それこれあわせて、いまお話しの方角に邁進してまゐるつもりでございます。

○大衆委員 いずれにしても、戦前に比べて、郵政省はサービスも悪いし、それから郵便配達の信頼というものもたいへん薄らいでいるだろうと思ふ。しかしそういうあなたの決意であるならば、どうかそういうようにできるように、御努力をお願いしたいと思います。

○砂原委員長 この際、通信行政に関する件について調査を行ないます。大衆委員。

○大衆委員 電波監理局長にちよつとお尋ねいたしますが、実は、この間、社会党のほうへ十二チャンネルの、首を切られた人が参りまして、十二チャンネルから多数の首切りを出した。しかも労働組合と十二チャンネルの当事者の間では、しばしば首切りは絶対しないという約束をしながら今度のことになった。特に希望退職が百十名出て、それから員数を合わせるためでありまして、指名解雇が三十五名出たということで、社会党いろいろな応援を頼みに来たわけでありまして、この十二チャンネルの経営の問題はしばらくおきまして、これを許可した当事者として、かかるいろ

いろな問題が派生し、同時に、これはいま、いいか悪いかは別問題といたしまして、民放労連の中の問題になって、この首切りを通じていろいろな問題が出てくるだろうと思ひますが、許可した当事者としては、かかることに對して、何か善処をするとか、いろいろのことを総理大臣が答へておられるわけでありまして、具体的に何かお考えをお持ちでありますか。

○上田(弘)政府委員 ただいまの十二チャンネルの首切りの問題につきましては、実は新聞で承知いたしておりましたけれども、まだ正式にその問題の報告を受けておりません。しかしながら、先生がいま御指摘になりましたような問題につきましては、社会的に考へてみました場合に、いろいろと問題があると思ひます。しかしながら郵政の立場といたしましては、民放の経営そのものに立ち入るということではないと思ひます。具体的な手を打つということも、いまのところ考へておりません。

○森本委員 関連して。いまの電波監理局長の答弁は、ちよつと訂正してもらいたいのは、これは、この前も私が予算委員会でも言つたときに、現行放送法のたてまえにおいては、郵政大臣としては、そういう点においては立ち入ることはできないということ、あなたがおっしゃったとおり、そうなるわけですね。ところが、この十二チャンネルのものである科学技術振興財団については、科学技術庁長官が、主務大臣として、これを法人として許可をしておるわけでありまして、その場合に、わざわざ郵政省が科学技術庁にかけ合つて、それは科学技術庁長官だけの専管では困る、郵政省も共管にしてくれという申し入れをして、そこで科学技術庁長官もよろしいということになって、その民法上の問題についても、郵政大臣と科学技術庁長官が、いわゆる共管をするという協定になっておるわけでありまして、だから、放送法上からは立ち入ることはできないけれども、法人として許可した主務大臣

としては、やれるわけだ。だから、放送法上であらうと主務大臣としてであらうと、いずれにしても、あつたやうな首切りが出てきておる際には、内閣総理大臣以下、郵政大臣も科学技術庁長官も、本会議において善処いたしますという答弁をしておるので、その善処するということは、一具体体的にどういうふうにして善処しておられるのか、こういうことをいま大衆委員が質問しておるわけだ。だから、いまの電波監理局長の回答では回答にならぬわけだ。善処しておるんだつたら善処している、善処に至つてないなら至りません、今後大いにやるつもりならやるつもり、とにかく、いま何もやつておりませんしや話にならぬ。それを百も承知しておるわけだ、あなたの答弁は。

○上田(弘)政府委員 民法上の監督権につきましては、この前の委員会でも、先生が御指摘になりましたとおりでございます。経営の状態というものの報告をとりまして、そういうような状態でございまして、しかしながら、どこまで経営の内部に監督権を及ぼすべきかということにつきましても、まだ明確でないと思ひます。はつきりと確かに経営そのものに立ち入つてよろしいのだということまで、われわれは踏み切っておりません。と申しますのは、民放の経営そのものについては、先ほど申されましたような放送法上の問題もございまして、したがつて、先生がおっしゃつた放送法の問題とは全然違ふんだということはおく存じておりますので、民法上の問題と放送法上の問題との違いというところはわかりましたけれども、しかしながら、民放の経営上の問題に對しましてどこまで立ち入つてよろしいかということにつきましては、まだ完全なわれわれの決心がついていないというのが現状でございます。

○森本委員 それは単なる言いわけであつて、だから私は、何回も言つておるとおり、放送法に基づいて民放として取り扱ふということを言つておるわけじゃない。郵政大臣が科学技術庁長官に、おまえのところの専管であるのはけしからぬ、郵政大臣と共管にせいということで、そこで科学技

術局長官はやむを得ず共管にしましよというところ、共管になったんだ。いわば郵政大臣が口出しをして共管にしておったわけだ。ところが相手がぐいあが惡くなった、おれのは放送法上行けなかった、それならあんな共管にせいということを強腰で言わなければいい。ところが郵政省は共管にせいと言って、科学技術局長官はしぶしぶ共管にしておるわけだ。そうすると、科学技術局長官と郵政大臣は——放送法上の問題を離れて、これはおきます、問題は別ですから。しかし民法上におけるところのこの指導監督の権限は、二人は持つわけです。そうすると、あなたがいま言っているように、まだどういうふうにしていいか検討しておりますと、おるうちに、向こうでは二百人、三百人が現実に首を切られておる。あなたは食えるけれども、首を切られた連中は、はつきり言って食えないわけだ。たとえそれがどういう人であらうとも、首を切られるということは、そうしたらもう食えないのだ。それにいつては何かの打つ手はあるのじゃないか。これはそのまま見殺しにするという手はないのじゃないか。(退職金は出ただろう)と呼ぶ者あり)退職金が出ただろうなんて言っているが、それは高いことではない。赤字であらうことになっておるのだから。だから、その再建方法については、これはまた放送法上の問題があつて、いろいろあらうけれども、いま問題になっておる点については、たとえは、どうしても二百人なら二百人の首を切らなければならぬとするならば、そのうちで希望退職者が五十人なら五十人出てきた。どうしても首を切られる者が百五十人おるとするならば、科学技術局長官と郵政大臣が話し合ひをして、その百五十人については、NHKなり、他の民放のキーステーションなり、あるいはラジオ関東等、そういうものが大体七社か八社あるわけだから、そういう方面に極力あつせんをいたししよというところをやるのが当然じゃないか、君。君たちがこれは許可したのだ。(あぶないからだよ)と呼ぶ者あり)それはもうそういうあぶないことかな

努力をして、あまり大きな社会問題にさせぬように要請をしておきます。

○森本委員 閣下。今度の十二チャンネルのいわゆる放送時間の再建案ですね。これは、去年十二チャンネルの再免許をしたときの条件との関連はどうなるのですか。あの一日六時間ないし七時間の放送時間に短縮をしたものと、免許したときの条件とは非常に変わつてくるが、一体、この放送時間というものを正式に認めるのかどうか。これは非常に疑問がある。今度は放送法上の問題になつてくる。いまの大衆委員が言つておつたのは一般的な労働問題。ただし放送法上の問題としては、かなり条件をつけて再免許を許可したはずだ。ところが、再建案というものを向こうは考へて、かつてに放送時間を短縮するということに対して、一体免許した郵政省としてはどういう認識を持つか、これは大臣からお答えを願つておきたい。

○郡国務大臣 これは確かに、再免許いたしたときと条件から申しますと、今度の暫定案というものは、とにかくこの場をしのぐだけ考へてきていてるものだと思います。したがって、これは収支の面でも事業の中身でも、再建とは言えないものでございます。ただ、御指摘の時間の点でございまして、これは、法令を見ますと、届け出事項になつておるようでございますから、一応それを暫定的なものとして受けてはおりますけれども、これは再建案そのものが、一体どういうぐあいに、ほんとうの科学技術教育の専門局であるのにふさわしい再建案ができるか。したがって、時間の問題も、その際には、再建案全体としてはどういうのが適当かというところは考へてみなければいかぬと思ひます。

○森本委員 それで、これは今後非常に大きな問題になると思ひます。免許のときの条件とはかなり違つた時間になつてくるわけであつて、これは届け出制であるとはいへども、あれだけの短縮した放送時間を持つテレビ局というものを、現在の民間放送局としての許可認可をするところの放送局として、はたしてこれを認めていいのかわつたのか

んとかいうことじゃない、はつきり言つて。とにかく首を切られて食えぬやうになつてゐるのだから、何とか救済をしてやる方法を講ずべきじゃないか。それを一切慎重居士で、済みませんということでは、監督の立場にあつて、だめじゃないか。何らかの措置を講じたらどうか、こういうことで大衆委員は言つておるわけですよ。そういうことを聞いておるわけですよ。

○郡国務大臣 いま財団から出されておるものは、一応の暫定的のつなぎのやうな案を出しておられますけれども、これはどうしても、財団としては、もつと根本的な再建策を立ててまいらなければなりません。それで、ほんとうの意味合いの再建策を出してほしい、ということをお話をいたしておられます。そして現在の財団自身がいたしておる暫定的の、一條くらいで月をまかなつていこうという案をやつておられます状態では、やう、事柄を財団みずからどうするか見ておられますが、再建全体としては、十分監督権に基づいて、ひとつ督促するものは監督、監督権を發動する形ですものはいたすというぐあいに、再建のめどをつけたと思つておられます。

○大衆委員 いま問題になつておるの、その再建の方法が一つございましてけれども、現実に社会問題が起きているのは、強制的な首切りなんでありまして、それに対してはどういうように善処されるのですか。

○上田(弘)政府委員 ただいまの問題につきましても、郵政省なり科学技術局が、これはりっぱにできるといふ約束に基づいて許可をし、その許可があるから、みな入つてきたわけでありまして、あなたのは、何か責任がないというやうなことを言ひますけれども、責任はあるだろうと思ひます。だから、ことばは非常に簡単で、不満足でありますけれども、これに対して調査をし

かまでさかのぼつて、検討してみなければならぬ問題だと思ひます。そうしないと、今後いわゆる民放局の免許、再免許の問題に非常に関連が大きくなつてくる。それから、一日四時間くらい放送してもいいということになれば、そういう放送局なら、私も何ほどもやりまふよ。一番もうかる時間には放送して、しかも最小限の人員でやるとするならば、これはどこでやつたて、やり方によつてはもうかるのだ。これは非常に大きな問題であつて、大臣これは軽々に考へるべきじゃないですよ。相当慎重に検討して、場合によつては警告も発し、あるいはその再建については放送法上どうなつてゐるかというふうな問題についても、まだ新しい放送法は通つておりませんから、現行放送法上からいつても、これは問題がある。これはかなり慎重な態度をもつて、大臣はひとつ臨んでもらいたい、こう思つてあつて、最後にもう一度、この問題について、大臣の決意を聞いておきたい。

○郡国務大臣 放送局といたしましては、社会問題といたしましては、非常に大きな問題だと思ひます。ことに放送事業としては、おつしやるやうに非常に慎重に、ある程度強く監督も助言もいたしまして、そうしてほんとうに財団が、当初申し出ましたやうな形の科学教育専門局であるやうに、私もよく口を添へて、再建させるということに努力をいたしたいと思ひます。

○森本委員 それは、なぜかといふと、非常に大切な問題なんです。はつきり言つて、ほかの民間放送局にも影響するわけですよ。ほかの民間放送局が、こういふ再建案を持ってきたときに、許すなというところになつたら、たいへんな問題です。たとえばキーステーションの局が四局東京にある。この四局のキーステーションの局が、わしのところも、もうからぬ時間はやめた、わしのところも、もうからぬ時間は一切やめた、ゴールデンアワーと朝と十時ごろだけ、五時間やるというところを言つたら、一体どうなるか。一べん十二チャンネルでそれを認めておいて、他の四局のキーステーション局が届け出をしてきた場合に、これを認めぬとい

うわけにいかぬ。そうすると、放送が根本的に変わってくるわけですね。よほどこれは慎重に考えて、とにかくいまから手を打たないと、電監局長のようになり、いま検討しておりますということでは問題にならないですよ。もっと深刻に考えなければならぬ問題です。これは放送全体の大きな問題であるから、重ねて私は、大臣に早急に善処をすることをお願いしたい。もう一度、大臣の回答を聞いておきたい。

○郵務大臣 おっしゃるとおり、深刻な問題として善処いたします。

○砂原委員長 引き続き、郵便法の一部を改正する法律案について質疑を続行いたします。大柴滋夫君。

○大柴委員 いま沖縄、北京、京城、平壤、これらのところへ手紙を出す場合、あるいはこれらの地域から手紙がくる場合の料金はどのようにになっておりますか。

○長田政府委員 沖縄との関係では、取り扱いは規定はできるだけ万国郵便連合の趣旨に沿ってやっておりますが、料金につきましてはできるだけ国内業務と同じ料金で取り扱っております。航空につきましては、これは特別の料金をきめてまして、書状は十グラムまでごとに二十五円、はがきは二十円という料金にきめております。航空、普通の料金を込めました料金でございます。

それからあと平壤、北京、京城につきましては、書状は二十グラムまで四十円、二十グラムまたはその端数を増すごとに二十五円を加えます。郵便はがきは二十五円でございます。全部そうです。

○大柴委員 そうすると、沖縄へ出す普通の郵便というのは十四切手を張ればいくわけですね。そうすると、沖縄の郵便局で配達をする料金その他というものは、日本からどういふように支払われているわけですか。

○長田政府委員 通常郵便物につきましてはお互いに支払いをしない、それぞれの国が差し出し国

の郵政庁が料金を収納するだけで、相手との決済はいたさないことになっております。航空郵便と小包につきましては、相手のほうの国内の配達料を相互に支払っていただくてえをとっております。

○大柴委員 北京や平壤はどういうふうになっておりますか。

○長田政府委員 北京につきましては、通常郵便物は香港経由でやっております。香港郵政庁と決済をするという行き方がありますが、開港といひまして、郵便を締め切ったまま北京に送ったものにつきましては、航空料金だけにつきましては決済をするわけでございます。平壤につきましては、これは開港をやっておりますので、特に決済の問題は起こっておりません。

○大柴委員 そうすると、あれでございますか。私ならば私が北京へ手紙を出すという場合に……（毛沢東か）と呼ぶ者あり）委員長、注意してください。

○砂原委員長 発言中にはむだな発言をせぬようにしてください。

○大柴委員 その普通の郵便物については、中国政府というのはいくら日本から金を取らぬで、さっき茶々を入れた毛沢東さんに出そうが、何とかさんに出そうが、とにかく出せば配ってくれるわけでありませんか。

○長田政府委員 お話のとおりであります。

○大柴委員 そういふ約束はどこでしたのでありますか。

○長田政府委員 大体万国郵便連合でそういうふうにしてきめておまして、それからそれ以外のところにつきましては、個別に約定を結んでいるところもございまして、いまの中共あての郵便物は香港郵政庁が仲介して送っておりますわけでございます。

したがって、一般的に扱いはいたしまして、郵便袋を締め切った北京に送らない場合、香港郵政庁があけて、香港あてのもの、あるいはその他の地域あてのものと中共あてのものに分けまして、その場合には香港郵政庁と日本の郵政庁が決済をするわけでございます。特に締め切ったや

るものだけにつきましては決済の問題が生じてくるわけでございますが、一般的には、香港経由のものについては、航空郵便で送りますものの一部がそういう形になるだけでございます。

○大柴委員 そうすると、航空郵便物で決済をしなればならないものというの具体的なものはあるわけですか。

○長田政府委員 若干ございまして。

○大柴委員 そういふ場合は、どこどこが話し合いをして決済をするのでありますか。

○長田政府委員 相手方の郵政庁からツケが参りまして、それを支払うわけでございます。

○森本委員 関連。

それは、この場合は、結局日本政府と香港郵政庁との間において万国郵便連合に基づいて決済を行なう、それから今度は香港のほうと中共との間において決済を行なう、こういう形になるわけでしょうが、ちゃんときちっとした答弁をしないといふ。そうなるのじゃないですか。

○長田政府委員 一般的にはそういうやり方でございます。

「一般的でなくとも、それよりほかにやり方があるか」と呼ぶ者あり

○砂原委員長 発言を求めてください。

○大柴委員 そうすると、北京からいろいろ書状とか本がたくさんきますが、あれの料金はどのような形になっておりますか。

○長田政府委員 通常郵便物として参ります場合は、全然決済はないわけでありまして。小包、航空郵便物だけについて決済が起るわけでございます。小包につきましてはビルマ経由とソ連経由と両方ありますが、それぞれ両方の郵政庁が全部仲介しておりますので、あるいはソ連あるいはビルマ郵政庁と決済するだけでございます。

○大柴委員 ちょっと変な質問ですが、それならば北京から北京で料金別納というふうな日本の郵便局にあるような料金を押して何万部が出したならば、日本の郵政省というものはこれをそれぞれ送り先に届けてくれますか。

○長田政府委員 当然配達いたします。

○大柴委員 そういふ規定は何に基づいてやるわけですか。

○長田政府委員 万国郵便条約の取りきめによりまして、通常郵便物はお互いに決済をしないということになっております。

○大柴委員 万国郵便協定というのには中国政府は入っておりますか。

○長田政府委員 北京の政府は入っておりませんが、仲介をいたします郵政庁は、たとえば香港郵政庁あるいはビルマ郵政庁と中共の郵政庁とは、それぞれ取りきめを結んでおります。その取りきめの内容は万国郵便条約の内容をほぼ全部取り入れておりますので、当然そういうことにな

ります。

○大柴委員 そうすると、事実上の意思は通じているけれども、形式的な意思というものは全然ない、こういうことでありますね。

○長田政府委員 通常郵便物につきましては、すべての国は、自分のところと関係のある地域あるいは国に対して仲介の労をとる義務がございますので、通常郵便物は世界じゅう、物理的に不可能なところは別といたしまして、全部に届き得るわけですね。

○大柴委員 貿易があり、人の行き来がある。あれだけの人口を持つ中国との間に、そういう郵便のようなものが、不得要領の形でなくて、もう少し話をジュネーブならジュネーブの総領事が出したとか何とか、こういう多少なり接近策のための方針というものを持っておるかどうかが、あるいは、これまた大臣にお聞きしておきますが、いろいろな問題があるけれども、郵便協定というふうなものを、お隣の中国なり、朝鮮民主主義人民共和国でありますか、それとやろうというふうな積極的なおつもりを持っておるわけですか。

○郵務大臣 香港郵政庁なりビルマなりを通して、現在そういうぐあいに事実上の郵便小包の交換ができておまして、中共が条約に加盟する考えも、ただいまのところないよう聞いており

ますから、そういたしますと、いま事実上郵便物の交換ができるという状態で、実際上の支障がないと思えますから、中共との条約についての考え方は少し静観するよりしかたがないのじゃないかと思ひます。

○安宅委員 関連して。

それじゃ大臣、ちょっとおかしいじゃないですか。中国が国際郵便協定に入っていないにしても、ビルマだったらビルマがやっているようなことをやる気がないか、という意味のことを大柴さんは聞いておるのじゃないかと思ひます。安くなったり、早くなったり、日本の人民としても、あるいは向こうの人民としても、たいへん便利になるのじゃないか、そういうことをやる気があるかないか聞いておるのじゃないですか。それを、中国が国際郵便協定に入る意思がないようですから静観します、そういう答弁は、まるで木で鼻をくくったと言いますか、私も人相が悪いけれども、あなたもあまりにこにこしてはいないほうの側だから、たいへんな誤解を生むと思うのです、どうですか。

○長田政府委員 現実の郵便の往復という面から見ますと、日本と香港の間には、月に船で十一便ないし十五便くらいありますし、飛行機も便が非常に数が多いです。中共と日本との間の通常郵便物の送達につきましては事実上支障がない、直接交通を開いた場合と比べて非常にプラスになるか、事実上早く郵便が届くかどうかという観点から見ると、それはどの実益が出てこないというふうに考えるわけでございますが、ただいまお話しのようなこともございまして、以前スイスで、日本政府の出先機関と中共の出先機関とが接触をとったことがございましたが、そのころは向こうもあまり乗り気ではなかったように見受けられますし、最近におきまして、それはどうも積極的だとは見られないような節などもございまして、先ほど申し上げました、現在の状態がかなり円滑にいつておるといふこととあわせて、いままでのような状態でございます。もっとも小包が送れるようになりましてのは昨年のもので、昨年の四月にビルマのルートを開き、八月にソ連經由の小包のルートを開いたわけでございまして、時々刻々改善はされておるといふふうに考えます。

包が送れるようになりましてのは昨年のもので、昨年の四月にビルマのルートを開き、八月にソ連經由の小包のルートを開いたわけでございまして、時々刻々改善はされておるといふふうに考えます。

○大柴委員 これは日本から北京にいる人、あるいは日本から平壤にいる人への手紙というものは、必ず香港の郵便局によつて、何者かの手によつてあけられておる。何かいろいろの検文が入つておるようなことがたまにあるのです。そういうようなことを香港なら香港のあなたのほうの関係者に、もしそういう事実があるならば注意をする、あるいはまた注意をしたら向こうが聞くというふうな関係はどうなつておられますか。

○長田政府委員 いままで全然そういうことを聞いておりませんが、もしそういうことがあるようでございますしたら、香港郵政庁に事実の確認等を求めたいと思ひます。

○大柴委員 信書のことに聞いて聞きますが、よく信書の秘密というわけでありまして、信書というものは、法律的にどういふ解釈をしたらよろしいのであります。

○長田政府委員 信書は、特定の人にあてた通信文の内容とする文書、そのように理解しております。

○大柴委員 そうすると、第一に封筒の中へわれわれが自筆で書く。それからほかはがきに自筆で書く。それからめんどうくさいから五十人なら五十人の特定の人に、五十人を特定と呼ぶかどうか知りませんが、印刷をいたして出すのも、全部ひくるめて信書と言ひますか。

○長田政府委員 筆書しましたのはもちろん、印刷しましたものでも信書でございます。

○大柴委員 そうすると、たとえば選挙のときに、BならBの候補者が、解散になつてよろしく頼むというふうなことを手紙を印刷して、まるまる郵便局から出す、たまたまそれに対して警視庁のほうは、どうもあいつは選挙違反だ、文書違反だといふようなことで、郵便局なら郵便局を調べに行つた際に、郵便局は、それは信書の秘密で、何

通出して何が書いてあつたか答へられませんかと言つておるわけでありまして、あるいは捜査令状でもあつたときには、かようかように持つておりますと言つて内情をさらけ出すか、どういふような指導をしておりますか。

○長田政府委員 一般的には通信の秘密の問題でございますので、内容はもちろん、通数とかあて先とか、そういうことも見せないわけでありまして、正式の手続に基づきまして捜査令状、あるいは差し押さへる令状等を持つてまいりました場合は別でございますが、それ以外の場合におきましては、見せるわけにはまいらないのであります。

○大柴委員 正式な捜査令状を持つていつた場合には、信書の秘密というものは、いろいろしゃべつてもよろしいのであります。

○長田政府委員 ただいまの私のお答えは正確ではございません。信書を見せるということではなくて、押収、差し押さへをされるということとはかわないわけでございます。郵便局で内容を見せたりするということは許されておらないのでござい

○大柴委員 差し押さへはできるとしても、そこに取り調べられた郵便局の局員は、質問に対して答へなくてもいいわけなんですね。

○長田政府委員 特にその郵便のあて先とか、その他関係のことを答へる必要はありません。

○大柴委員 そういふ指導をしておりますか。

○長田政府委員 そういふ指導をしております。

○大柴委員 記念切手というか、特殊切手でありまして、あれは何か——私も、大隈さんの百年祭のときに、記念切手を出したらどうかというふうなことでお願ひに参つたことがあつたのです。あの記念切手を出す諸条件というのはどういふふう

にきまつておりますか。

○長田政府委員 事柄にもよるわけでございますが、たとえば国立公園などは順次年に一種類ないし二種類ずつ発行しております。国立公園などもこれに準じておりますが、たとえばいろいろな行事で創立何年とか生誕何年とか、そういうような事

柄につきましては、その事柄の国内におきまして比重と申しますか、重要性とか意義とか、そういうようなことなどからみ合わせましてやつております。ただ周年の問題につきましては、七十年とか八十年とか、そういうような形ではいろいろ持つて見える場合が多いございまして、現在原則としてクォーター制、二十五年、五十年、七十五年、百年とかいうような区切り方をしているのをご

ざいますけれども、それも事柄にももちろんよるわけでございます。

なお、人物切手につきましては、以前文化人の切手などを発行いたしました、人選等について非常に問題がございまして、発行してかえつていろいろな批判なりそういうようなこともござ

いますので、人物切手については、日本では従来非常に慎重な態度で臨んでいるわけでございます。

○大柴委員 そうすると、条件さえ許せば、昨までは四十種類出してた。四十回ですか。ことはひとついろいろ条件に合うから六十回出そう、あるいは八十回出そうという伸縮性は、郵政省の考え方いかんによつて自在なものですか。

○長田政府委員 特にはつきりした形式上の制限とかというものはあるわけではございませんけれども、一方ではあまり乱発に過ぎるとかいう声なども相当あるわけでございます。内容それ自体がまず第一ですが、非常に意義のある内容のもの、ものすくすく数多くその年に発生するといふような場合には、一方では印刷能力のことなどもござ

いますし、他方では切手をそろたたび発行いたしますこともいかに考えられますので、ここ数年は大体二十数種類程度の発行にとどめているわけでございます。

○大柴委員 乱発ということもありますが、何か花、魚、鳥、そういうものをいろいろ出しましたけれども、乱発というのほどを乱発というのであります。

○長田政府委員 なかなか、どこまでが乱発といふような点のむづかしいところがございますけ

ども、郵政家の範囲は数などだんだんふえてきてもおりますし、それから五年くらい前には一種類五百萬、七百萬くらいの発行でしたが、数が少な過ぎるということから、現在一種類二千萬、二千五百萬というような数にもなつてまいりました、これは切手に趣味を持っておる人が相当多うございまして、いろいろな議論をします中で、少し多過ぎたとか、あまり大ぜいの人を郵便局の前に並ばせるといふような状態が続きますと、数が少なかつたのではないかといいふようなことなど、かなり専門の人たちの意見も聞き、また郵便局の売りさばき状況なども考えながら、きめていくわけでございます。

○大衆委員 ああいう記念切手は非常にきれいであつて、記念すべきことであれば、押すな押すな行列でみんな買ひわけでありすが、郵政省としては相当な収入になるだろうと思ひますが、昨年度はしばらくおくとして、一昨年度あたりはあれを印刷することによつてどれくらいのもうけがあつたわけですか。

○長田政府委員 特殊切手を発行いたしました、そのうちの程度のものが使われずに済むかといふ見方も非常にむずかしいわけでございますが、私も一応長い目で見て、四割程度は使われずに済んでおるのではないかといいふに考えております。一昨年度は、オリンピックの關係もありまして、八十八億圓ばかり発行したわけでありまして、当初はあまり使われなくてそれが残りました關係で、昭和三十九年度は郵便物数が少し伸びがとまつてまいりましたにもかかわらず、その切手の売り上げで何とかのいであつていたわけではなかつたかといふ感じを持っておるわけでありまして、明けて四十年になりましたから、一般の景氣のこととございまして、またオリンピック切手は、国民のほしい方には全部行き渡るようなつもりで、数多く発行しました關係もありまして、相当使われ出した。四十年におきましては、従来と少し模様が変わりまして、郵便物数のほうはそれほど落ちてはおりないにもかかわらず、収入のほうは

かなり落ちたといふようなことで、おそらく三十九年度中に発行された切手が、年を越して四十年に使用されたものが、かなりあるのではないかといいふに考えております。なかなかはっきりした実績を掌握しにくいのは残念であります、けれども努力いたしまして、特殊切手の売れ行きの動向あるいは内部の歩どまりの状況等、的確に把握できるように努力してまいりたいと思ひます。

○大衆委員 先ほど申し上げましたように、印刷がきれいで記念すべきものを出せば、どんどん売れるだろうと思ひます。だから、郵政省が一たび決意すれば、八十八億圓でなくて、百二十億圓もかかるということもできないことはないだろうと思ひます。小学校の子供など實際は持つていつて交換をして、学校で交換はやめてくれといふようなことを、父兄を呼んで学校に切手を持つてきてはいかぬといふ布達を出すわけでありまして、そうなるべきです、今年度は何種類出してどのくらいの利益を見通しておるか、あるいは郵政省でちよつともうけようと思へば幾らでも出すのかどうなのか、そういうことについて御返事を願ひたい。

○長田政府委員 ただいまのところ、計画としては二十一件発行する予定を持っておりますが、幾らのものを発行するかといふことは、実は料金も変わることでありまして、はつきりまだ固めておりません。六月一ぱいくらいまでのものにつきましては、ほぼ枚数と金額もきめておりますが、それ以後のものにつきましては、金額と発行枚数はまだ確定しておりません。ただし、四十一年度の予算では、従来は二十八億七千萬圓くらいの発行といふことを数年続けてまいりましたが、四十一年度は三十五億圓の発行の予定にしております。○森本委員 四十一年度で三十億圓といふことでありますが、予算に一応計上されておるわけでありまして、積算の根拠は一応あるはずであります。だから、六月までの予定はこうでなしに、一年間どの程度の、どういふふうに行なうといふおおよその計画がなければならぬ。その計画が、

予算が通つたあとにおいてこれを実行に移すといふ場合については、どう実行に移すかといふことはまた若干変わつてくるけれども、積算の根拠といふものがなければ、いまの答弁では答弁にならぬ。四十一年度の三十億圓については、大体どの程度発行し、何件くらい切手を、何千万圓くらい発行する、こゝういふ積算の根拠はあるはずで、予算要求のときに。

○長田政府委員 昭和四十年までは過去数年間二十八億七千萬といふ予定額でございましたが、先ほど申し上げましたオリンピックの年は別といたしまして、二十八億以上年々発行して、これはいろいろ大方の要望も相当ございまして關係もあつて、それ以上発行しておりますので、二割程度増して三十五億といふことにいたしましたわけでございます。

○森本委員 積算の根拠は全然ないのかね。ある程度の積算の根拠を若干しらえて、そして要求しているのしょうが、二十八億の二割増しで要求したといふことではないでしよう。一応の根拠は大体しらえてるわけでしょうが。

○長田政府委員 これはこまかな積算といふものによつて算出したわけではございません。それまでの四十年までのものの二割増し程度は発行することにならうといふことから、そうしたわけでございます。

○森本委員 これはそういうことだったから、それは大蔵省どうかしておるです。それはその予算査定の際には、大体何月にはどの程度の切手を何千万枚発行するといふ予定を大体立てて、そつちで一応それを査定するなり何なりする。これはそのときの予算折衝になるけれども、一つの具体的な計画がないことはいかぬわけであつて、二十八億圓やつておつたから、その二割増しのどんぶり勘定の予算査定なんといふものはないはずで、主計官を呼んで聞いてみればはつきりすると思ひますが、そんなことを大蔵省が許可するはずはありません。何らかの予算の積算根拠があるはずですよ。

○長田政府委員 前年の予算以前に希望を申し出て、これはおそろく発行しなければならぬだろうと思ふようなものも若干あるわけでございますけれども、切手の発行につきましては、相当重要なものがあつて期日が迫りましてから来るものが多うございまして、たいへん便宜的なような印象をお持ちいただくわけでございますけれども、特殊切手の発行につきましては、先ほど申し上げましたようなことで算定をいたしましたわけでございます。

○森本委員 これは料金に關係する問題を審議しておるから、特に記念切手については言つておるわけであつて、収入がかなり大きいから、實際問題としてそれでは聞いておくが、来年の決算のときになつて、実は予算で三十五億圓でございしたけれども、その後非常に売れ行きがよくて四十億なり五十五億売れましたので、もうけになりました。こゝういふような答弁がないようにしていただきたい。實際はさういふふうにしたほうが得なんだ、郵政省は、はつきり言つて。實際にはさういふふうにしてもらつていいほうが得なんだ、これははつきり言つて。ただ刷りなんだから。しかし、あくまでもあなたのはさういふ積算の根拠がないなんといふことを言つと、それなら三十五億圓といふ予算査定をしたから、それ以上出してはならぬといふことになる。そんなことじゃないわけであつて、こゝういふふうな積算の根拠で一応三十五億圓といふふうな予算を計上いたしましたけれども、現実問題としては、それは発行してまだまだ売れ行きがいい、それにまだ印刷をするところの能力がある、売れる能力があるといふ場合には、それをそれこそ増加して売つて増収をはかるといふことがあり得ると思ふのだが、それはやはりさうしたほうが郵政省の將來にとっては大いに得だと思ふのです。それを二十八億圓の二割増しの三十五億がさきまされたように言ひのは、ほくは非常におかしいと思ふのだ。にっちもさつちも動きがとれませんよ、実行予算において。それは何といつたつて、さういふ記念切手で国民に喜ばれて郵政省もよかつて、それによつてサー

十二月二十五日までの分は、一応運用利回りを計算をした額として計算し、それからそれ以後のものにつきましては、先ほど来お話が出ておりますように、延滞利子の考え方を援用して、年五分の割合で利息のような形でつけまして、それを見舞い金として支払う、こういうふうになっております。こまかく申し上げますと、還付金のはりは九百九十九万九千七百一円、それから見舞い金は七百八十六万八千八百七十五円でございます。

○大柴柴屋 いすねにしても、こういつた状況にあるわけでありますから、早急に誠意を持つて解決を願いたい。

が、これは大臣がどうこうという話じゃないんです。が、徳安さんのときだろうと思いますが、一日局長をやってやめたような事があるだろうと思。う。あなたは御存じだろうと思いますが、まことと

にわれわれはあつげにとられて 一体何をやっておるかと思つたのでありますが、ああいうことのないように、ひとつお願いしたいと同時に、いま私は郵政省の本省の局長を見ると、東京大学出の

人ばかり非常に多くて、私立大学出の人の採用というものが全然ないものでありますが、これは何か関係あるのであります。一体、与党の幹事長が小学校しか出ていないというような時代に、何

も、これはどういうことになっていますか、大臣。」
○都国務大臣　私は、学園というものは別に郵政省にいまそれほど目立つものはないと思います。

ことに官學と私學というよりような感じでは……。おれ
をらく、ちやうど次官、局長になりそやうな年ごろであ
る経歴の人がやはり片寄つてはおるかもしれないませ
ん。ただ私は、一挙にどうなるかと思ひますけれ

ども、官練出の諸君で優秀な人がかなりいる役所
だというぐあいには考えております。私立大学の
ほうでは、おられる人が必ずしもそう多くないよ
うに見受けております。それで、国立大学を出て

おる人がたまたま現在の次官、局長におるんじゃないかと思ひます。しかし、人事につきましても

は、学園というところはそれと全く時代おくれでございませう。ですからこれはほんとうに、ことにたびたび人間をもとにしている役所だというように、ことを申して、今度の郵便法の改正でも申し上げているのでございませうから、幹部と申しますか、本省の次官、局長というものを適材適所で置きまことは当然でございませう。ちよつと御指摘がありました、一日局長というよりなことは今後は起り得ない事態でございませうし、それから、それはそれといたしまして、全体の筋の立つた人事というものはもうもともになります。筋の立つた人事のときには、学園というものは全く考慮のうちに入らない。ただ、順繰りに出てきた人を見ますときに、それがたまたまどちかの系統ということはあるかと思ひますけれども、そういうことは今後全くない役所になると信じております。

○大柴委員 郵便法と何の關係があるかといふけれども、やはりそういうものを扱う人ですから……。私は大臣のお話のとおりだろつと思ひますが、實際に郵政省の本省の局長で官繰出とか私大出という者がいますか。

○郡國務大臣 いま本省には、私はないだろつと思ひます。

○大柴委員 あなたの學校がどこであるか、私は知りませんけれども、こういうことはやはり適材適所主義で、私立を出ようと官繰を出ようと、優秀な人はいるだろつと思ひます。東大出ばかり採るから、日本の官庁というものがやもすれば一つの傾向が出るんだろつと思ひます。きわめて善処を願ひたい。

以上で終わります。

○森本委員 ちよつと先ほどの沖繩の問題ですが、これは昨年も議員の諸君も行つておりますし、それから郵政省からも行つておりますし、相当これは解決を早めなければならぬと思ひます。

そこで、いわゆる一円を一ドルということについては、いま言つたように百四十七億圓ということになります、これを全部のむというところはなかなか困難にいたしましたも、これがある程度、

二分の一になるのか三分の一になるのか知りませんけれども、これは郵政事業特別会計の中から出すわけにはまいりません、はつきり言つて。それから貯金特別会計、保険特別会計からも出すわけにはまいりません。ただし、いま政府としては、沖繩に対する援助資金というものを年々予算として組んでおるわけでありませうから、だから、そういう中における總理府の總務長官の指揮下にあるところの予算の中に、この沖繩の貯金、保険のある程度の予算を組んで、それを郵政省に繰り入れて、この郵便貯金の問題と簡易保険は一日も早く解決をつけるように、これは大臣の政治力でありませうから、大臣は、總務長官、大蔵大臣等と話をして、任期もまだ長いと思ひますので、これは早急に解決をつけるようにひとつ大臣に御努力をお願いしたい、こう思ひわけでありませう。ほんとうにこれは歴代大臣でなかなか片がつかないのです。これ一つ片づけても、郡大臣の功績は大なるものがあると思ひます。これは前から弱つてゐる問題ですから、ひとつおさなりの答弁でなく、閣内においてこれは大いに努力してもらいたいと思ひわけですが、大臣のひとつ決意を聞いておきたい。

○郡國務大臣 いま事務局で話を詰めておりますのも、いろいろな材料を出し合つての計算をしておりますけれども、これは非常に早い時期、今月か来月くらいには、土台の計数のつき合ひのやうなことはできまして、早急にいまの閣僚等での相談に持ち上げるように手順もついております。ですから、おっしゃるやうになるべく早く片づけるやうにいたします。

○砂原委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十一分散会